



令和3年度
図書館要覧



白河市立図書館
SHIRAKAWA PUBLIC LIBRARY
Libran〜りぶらん〜

目 次

1.	白河市の概要	2
2.	白河市立図書館4館の沿革	4
3.	白河市立図書館運営基本方針	6
4.	図書館の組織	9
5.	図書館の施設概況	10
6.	利用案内	15
7.	図書館協議会	19
8.	令和2年度事業報告・令和3年度事業計画	20
9.	図書館統計	33
10.	決算・予算	43
11.	図書館この1年	44
12.	条例・規則等	47

表紙の写真

市公認キャラクター・しらかわん来館（11/28・29）・
市立図書館内部（撮影：安藤 要／三澤真澄 白河高校）

1. 白河市の概要

白河は、古代にあっては白河関が存在し、中世から近世はもとより現代まで東北の玄関口、また、県南地域の中心都市として歴史と文化を刻んできた。

平成17年に白河市、表郷村、大信村、東村の1市3村の合併により、新たな白河市が誕生し、東北自動車道、東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に近接するという地理的優位性から活発な企業活動や、郊外型ショッピングセンターの立地が進むなど、県南地方の中核都市として、人が集いふれあうまちづくりを行政と市民、地域が一体となって推進している。

(1) 沿革

- ・明治22年 4月 町村制施行により、自治体として白河町制施行
- ・昭和24年 4月 白河町、大沼村が合併して白河市制施行（昭和29年7月 白坂村、同年10月小田川村、同30年3月 五箇村、同年8月古関村の関辺、旗宿地区が編入合併）
- ・昭和30年 2月 古関村、金山村、社村が合併して表郷村となる
- ・昭和30年 3月 釜子村、小野田村が合併して東村となる（同年8月 東村より小貫、太田輪が浅川町へ編入）
- ・昭和30年 4月 信夫村、大屋村が合併して大信村となる
- ・昭和44年 8月 白河市と西白河郡1町村6村が白河地方広域圏の指定を受ける
- ・昭和45年 白河地方広域圏に東白川郡の3町1村が変更指定を受ける
- ・昭和63年 10月 フランス共和国 コンピエーニュ市と姉妹都市提携調印
- ・平成10年 10月 三重県桑名市、埼玉県行田市と友好都市協定
- ・平成17年 11月7日 白河市、表郷村、大信村、東村が合併し、新生「白河市」となる

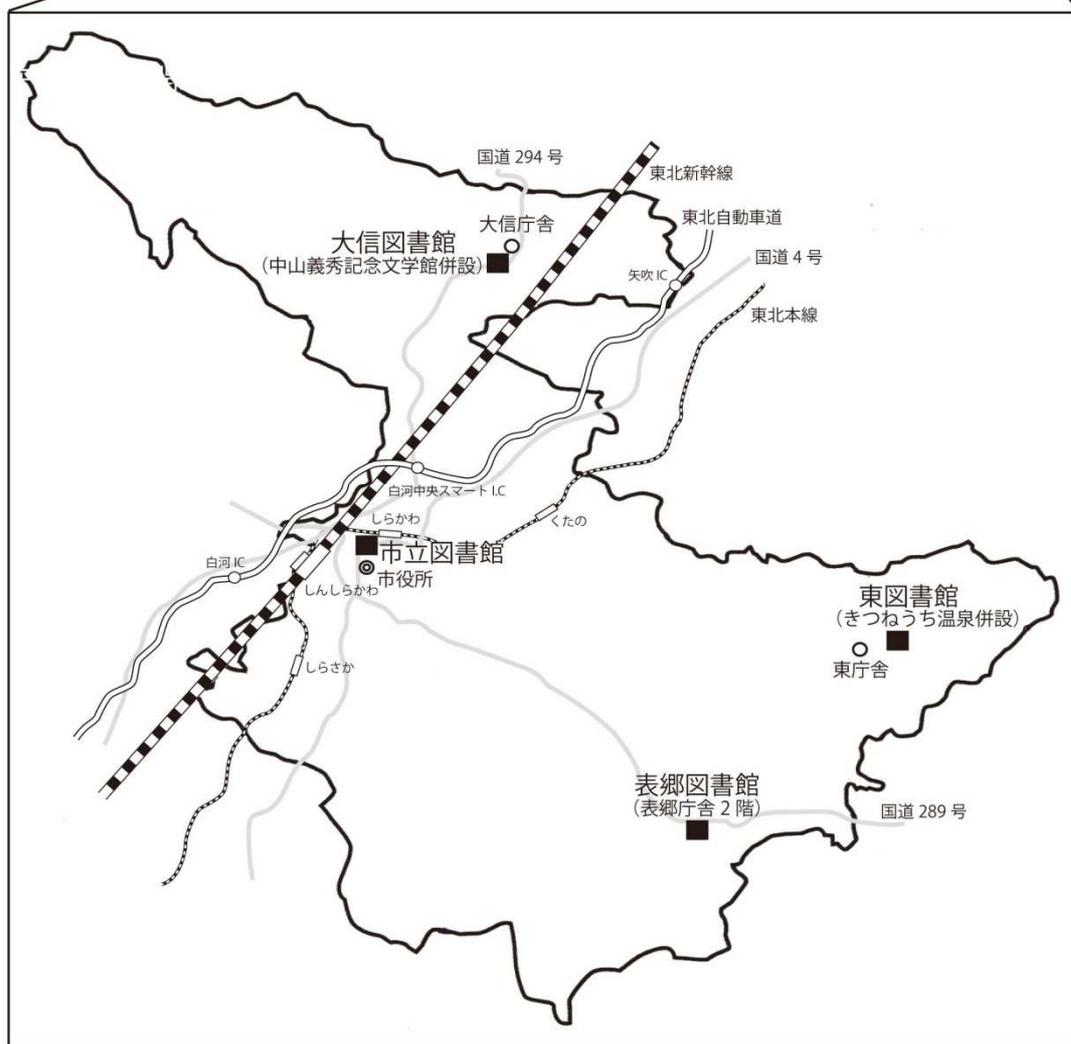
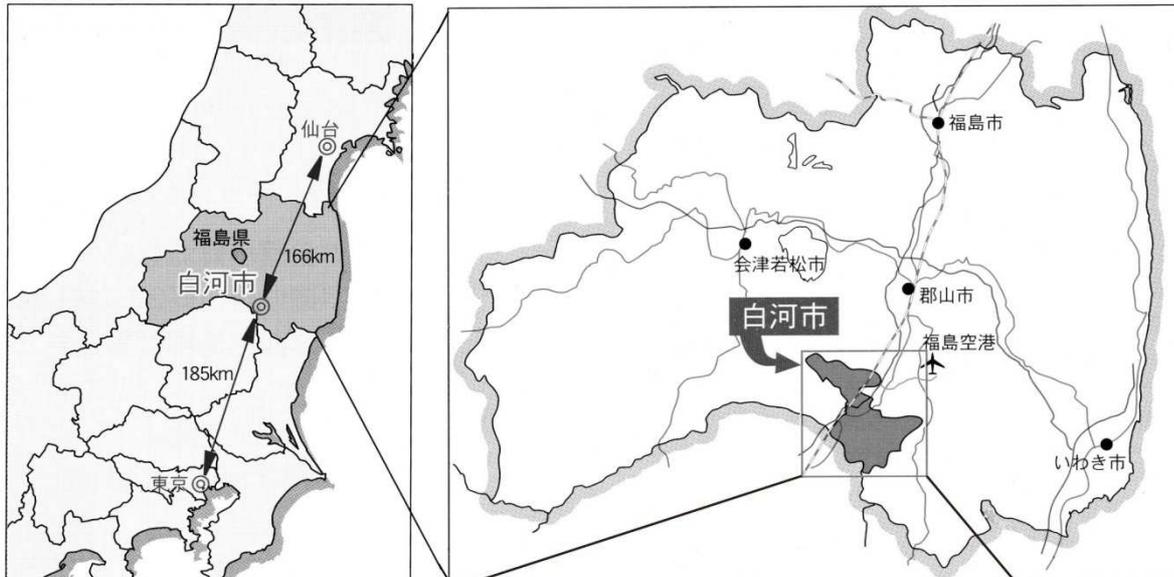
(2) 人口（令和3年4月1日現在）

人口総数	男	女	世帯数
58,878人	29,314人	29,564人	23,652世帯

(3) 位置・地勢・気候

白河市は、福島県の南部中央に位置し、東は矢吹町・泉崎村・石川町・浅川町、西は西郷村、北は天栄村、南は棚倉町・栃木県那須町に接している。総面積は305.3k㎡で、水田風景が広がる海拔300～400mの平地と400～600mの丘陵・山岳地帯で大部分が形成されており、最高標高は大信地域西北端にある権田倉山976.3mとなっている。気候は年間平均気温約12℃で夏は涼しく冬は季節風の影響で寒さが厳しいものの、積雪は少ない。

■白河市と図書館の位置図



2. 白河市立図書館4館の沿革

市立図書館沿革

明治 42(1908)年	5月 13日	中町に白河町立図書館仮開館(非認可)
大正 2(1913)年	12月 27日	白河第一小学校内に白河町立図書館開館 (認可：蔵書 3,604 冊)
昭和 15(1940)年		白河町役場に蔵書移管
昭和 22(1947)年		南湖神社に蔵書移管
昭和 24(1949)年	4月 1日	白河市菖蒲沢に白河市立図書館(市制施行)開館 木造平屋 95 m ² 敷地 1,683 m ² (昭和 23 年度蔵書 3,753 冊)
	5月 1日	福島県立図書館白河分館を市立図書館に併置
昭和 31(1956)年	2月 1日	市立図書館を新蔵町 6 番地に移転開館
昭和 44(1969)年	4月 1日	市立図書館を手代町 22-1 番地に移転開館 鉄筋コンクリート造 3 階建 777 m ² 、敷地 550 m ²
昭和 59(1984)年	3月 31日	福島県立図書館白河分館を廃止
平成 17(2005)年	11月 7日	合併により白河市立図書館となる (平成 17 年度末蔵書 90,918 冊)
平成 23(2011)年	3月 11日 4月 1日	東日本大震災、市立図書館の開館が遅れる
		地域図書館として、白河市立表郷図書館となる (図書蔵書 14,282 冊)
		地域図書館として、白河市立大信図書館となる (図書蔵書 36,801 冊)
		地域図書館として、白河市立東図書館となる (図書蔵書 41,207 冊)
	7月 24日	道場小路 96 番地 5 に市立図書館が移転開館 りぶらの愛称で新築 (図書蔵書 123,000 冊、視聴覚 3,900 点)
平成 31(2019)年	3月 14日	システム改変に伴い、利用要件を変更
令和 2(2020)年	3月 5日～	新型コロナウイルス感染症対策としてサービスを縮小
令和 2(2020)年	12月 3日	自動貸出機 (1F)・自動返却機 (2F) を各 1 台新設
令和 3(2021)年	2月 13日	福島県沖を震源とする M7.3 の地震 (東日本大震災の余震) 白河市は震度 5 弱～5 強を観測 市立図書館は開架部数冊、 書庫部 500 冊程度の落下と一部資料に破損。表郷図書館は 5,000 冊の落下と資料破損

表郷図書館沿革

昭和 47(1972)年	12 月	表郷村番沢字桜下 23 番地に表郷村中央公民館図書室を開設鉄筋コンクリート造 2 階建図書室 78 m ²
平成 9 (1997)年	7 月 31 日	表郷村庁舎竣工
平成 17(2005)年	11 月 7 日	合併により白河市立図書館表郷分館となる (平成 17 年度末蔵書 12,950 冊)
平成 21(2009)年	6 月	表郷金山字長者久保 2 番地の白河市役所表郷庁舎内に白河市立表郷分館移転開館
平成 23(2011)年	4 月 1 日	地域図書館として、白河市立表郷図書館となる (図書蔵書 14,282 冊)
令和 3 (2021) 年	2 月 13 日	5,000 冊の落下と資料破損

東図書館沿革

昭和 46(1971)年	12 月 20 日	東村釜子字殿田表 35 に東村中央公民館図書室を開設
平成 7(1995)年		東村多世代交流センター内に東村図書館開館 (健康温泉館、文化センターを含む)
平成 17(2005)年	11 月 7 日	合併により白河市立東図書館となる。 (図書蔵書 41,000 冊)
平成 23(2011)年	4 月 1 日	地域図書館として、白河市立東図書館となる (図書蔵書 41,207 冊)

大信図書館沿革

昭和 49(1974)年	4 月	大信村増見字北田 58 に大信公民館内図書室を開設
平成 5(1993)年	4 月 25 日	大信村町屋字沢田 25 番地に大信村中山義秀記念文学館開館
平成 7(1995)年	2 月 15 日	図書管理システム導入稼動 (図書室一般公開)
平成 10(1998)年	9 月	福島県建築文化賞受賞
平成 14(2002)年	4 月	新図書管理システム導入
平成 17(2005)年	11 月 7 日	移動図書館車 (たいしんの本屋さん) 設置 合併により白河市立中山義秀記念文学館となる (平成 17 年度末蔵書 32,366 冊)
平成 23(2011)年	4 月 1 日	地域図書館として、白河市立大信図書館となる (図書蔵書 36,801 冊)

3. 白河市立図書館運営基本方針

「市民が気軽に利用し、楽しみ、くつろぎ、交流できる」～快適な図書館

基本理念

白河市立図書館は、図書館法の精神に則り、市民の交流・情報の拠点施設として、多様化、個性化する現代社会にあって乳幼児から高齢者まですべての市民の利用に 대응するため、書籍をはじめとする印刷物、CD、DVDなどの視聴覚資料のほか、広い領域にわたる資料を選択・収集・整理し、時宜にかなった新鮮な資料・情報を積極的に提供するとともに、図書館サービスの拡充を図り、「利用者が主役」の理念を念頭に、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できるきめ細かい図書館活動を展開します。目指すべき図書館像は以下の4点です。

(1) 滞在できる図書館

快適で過ごしやすい空間の提供や日常の中で気軽に立ち寄り、ゆったり時間を過ごすことのできるやすらぎの場としての滞在型図書館を目指します。

(2) 交流できる図書館

性別や世代を超えた様々な市民が出会い、交流し、気軽にコミュニケーションできる、ふれあいの場・憩いの場としての図書館を目指します。

(3) 知り学ぶことができる図書館

市民生活に欠かすことのできない学習活動や幅広い趣味への対応、調査研究や文化芸術活動などの支援を通して、生涯にわたり利活用できる自発的な学びの場としての図書館を目指します。

(4) 地域の歴史を集め発信する図書館

東北の玄関口として歴史上に幾たびも登場する白河。表郷、大信、東の各地域も豊かな歴史や風土を持つ地域として知られており、各地域に関連する資料やそこから発刊された資料を収集、提供し後世に伝えます。

重点取組事項

基本方針に沿って重点的に取り組む事項を次のとおり設定し、今後の図書館施策を展開します。

(1) 知識・文化の拠点施設

図書館は、市民の多様な学習活動や文化・芸術活動を支援し、高度情報化社会に対応する「知識・文化の拠点施設」としての機能強化に努めます。また、誰もがゆったりとした環境で本や映像、音楽に親しみ、そこから得た様々な知識や情報を地域教育や文化芸術活動の向上につなげられるよう、機能の充実に努めていきます。図書館が充実することによって地域文化の向上と新たな文化の創造が図られることが期待されます。

(2) まちづくりの拠点施設

市立図書館は JR 白河駅前に位置していることから、中心市街地の存在価値を高め、かつて、多くの人が行き交った賑わいのある魅力的なまちの再生と人づくりの一端を担い、中心市街地活性化の結び目となることを目指します。

また、表郷、大信、東の地域図書館は各地域の中心地に位置していることから、市立図書館との一体的な運営により、各地域のまちづくりと人づくりの拠点として地域振興の一助となることを目指します。

(3) 県南地域の中心都市機能施設

本市は県南地域の中心都市として、また、東北の玄関口として、歴史と豊かな都市環境を有しています。市立図書館をはじめとする 4 つの図書館は連携を図り、広域的な交流の拠点施設と周辺地域の文化向上の中心施設として機能することを目指します。

(4) 「白河市子ども読書推進計画」

平成 25 (2013) 年度に策定した「白河市子ども読書推進計画」が平成 30 (2018) 年度に満了したことを受け、成果の検証を行なうと同時に「第二次計画」を策定しました。本市の児童・生徒が読書に親しむことのできる環境をさらに整えます。

白河市立図書館の基本方針

「利用者が主役」の基本理念を常に心がけ、いつでも、だれでも気軽に利用できるきめ細かいサービスを展開する図書館を目指します。

(1) 資料・施設の整備と職員の資質向上

多様化、個性化する現代社会にあって、図書館は本や雑誌をはじめとする印刷物や CD・DVD などの視聴覚資料の収集と提供に努め、市民の利用に応えます。また、「居場所としての快適な空間」を、来館するすべての人が感じられるように、施設の整備や職員の接遇向上に努めます。

そして、利用者の要望に「ありません、わかりませんを言わない」図書館を目指します。

(2) 多様な生涯学習意欲の支援

市民一人ひとりの知的欲求に応えることはもちろん、専門職である司書を配置することで調査研究や学術調査への要望に対しても図書館の機能は発揮されます。また、他の施設や機関との連携を通して様々な課題や学習の解決にも役立っており、「知りたい、学びたい」という自発的な声に応える施設を目指します。

(3) 人材の育成

図書館は、情報と文化の蓄積、記録の保存とともに人生 100 年時代の知識の形成など人々の多様な生き方、考え方に深く関わることから、すべての人が文化に触れる環境を整備することで、長期的視野に立った人材育成の核となる場づくりを目指すとともに、司書の資質向上も重要な項目と位置づけ活動していきます。

(4) 出会いと交流・地域文化の創造

「白河にいつまでも住みたいと願い、住むことを誇りに思う」。そんな地域社会への愛着は、性別や世代を超えた様々な人との出会い、交流から始まります。また、白河を訪れる多くの人との出会いは、市民の学習活動を刺激する原動力にもなります。図書館は、市民が気軽にコミュニケーションし、学習する機会や場所を提供することで、新たな地域づくり、地域文化の創造を誘発することを目指します。

(5) 情報社会への対応

今日の社会は、インターネットの急速な発展に伴い、情報を瞬時に入手できるようになりました。一方で情報の氾濫や間違った情報へのアクセスも問題化しています。利用者が求めている多様な情報を収集・保存し正確な情報を提供すること、情報へのアクセス方法を利用者へ伝えサポートすることも図書館の持つ重要な機能です。

時代に合ったシステムの構築、整備や図書資料に限らない様々な情報を提供できる人材の育成を図ります。

(6) サービスの充実と都市環境の創出

現在の開館日数、開館時間は市民のライフスタイルに答え、親しみやすく利用しやすい図書館として、そのニーズに適合したものとして評価されています。白河市立図書館は、JR 白河駅前の交通の結節点に立地する利便性を生かし、都市環境の創出のために、文化資源を集積する広域交流拠点として中心市街地への回遊を誘導し、市民の交流や学習活動を促進し、「歴史と文化が融合」するまちづくりの一端を担っています。

また、表郷、大信、東の各地域図書館も、地域の中心地にあるという立地を生かし、まちづくり、人づくりの一端を担う施設として、地域振興の一助となることを目指します。

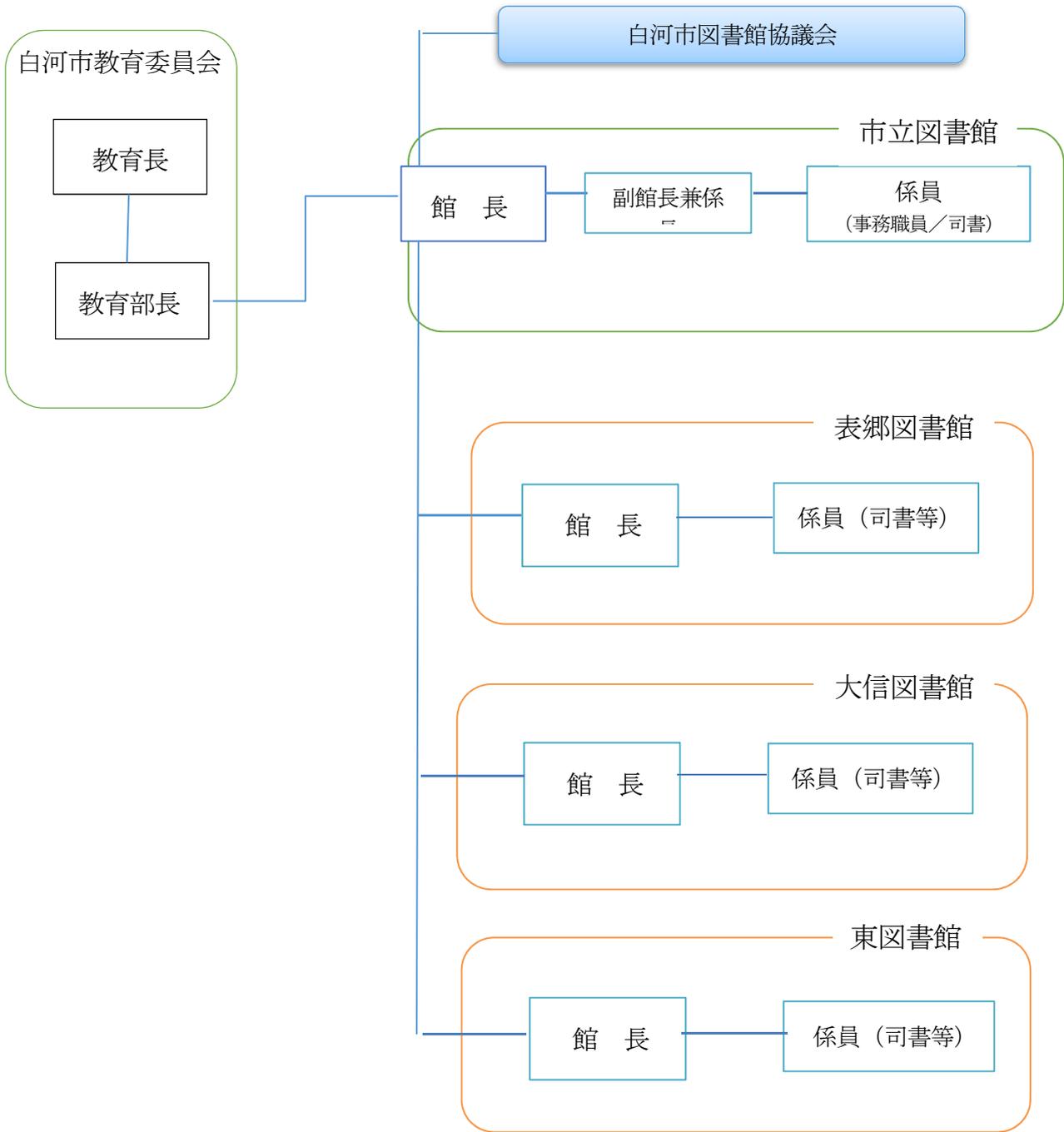
(7) 市民の声とともに歩む

図書館の更なるサービス向上を目指すには、外部の見識を取り入れることも重要なことから、市民の意見を反映する機会を設けます。

- ① 図書館協議会に図書館の管理、運営、サービスなど全般的な意見を求めます。
- ② 学校との連絡会議を設けて図書館との連携を図ります。
- ③ アンケート又は意見箱による利用者からの図書館サービスに対する意見を参考とします。
- ④ 利用者の多様な予約・リクエストの情報を選書に反映させます。

4. 図書館の組織

【白河市立図書館組織図】



○ 職員数内訳

(人)

図書館名	職員数 (うち司書数)	再任用職員 (うち司書数)	会計年度任用職員 (うち司書数)	合計 (うち司書数)
市立	9(8)	1	13(13)	23(21)
表郷	0	0	4(3)	4(3)
大信	0	0	3(2)	3(2)
東	0	0	4(2)	4(2)
合計	9(8)	1	24(20)	34(28)

5. 図書館の施設概況

(1) 施設概要

① 白河市立図書館～りぶらん～

[所在地] 白河市道場小路9番地5

[電話] 0248-23-3250 [FAX] 0248-23-4090

[構造・施設] 鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建(一部屋上階)

図書館 2,733㎡、地域交流機能 388㎡

[収蔵能力] 開架 15万冊・閉架 10万冊

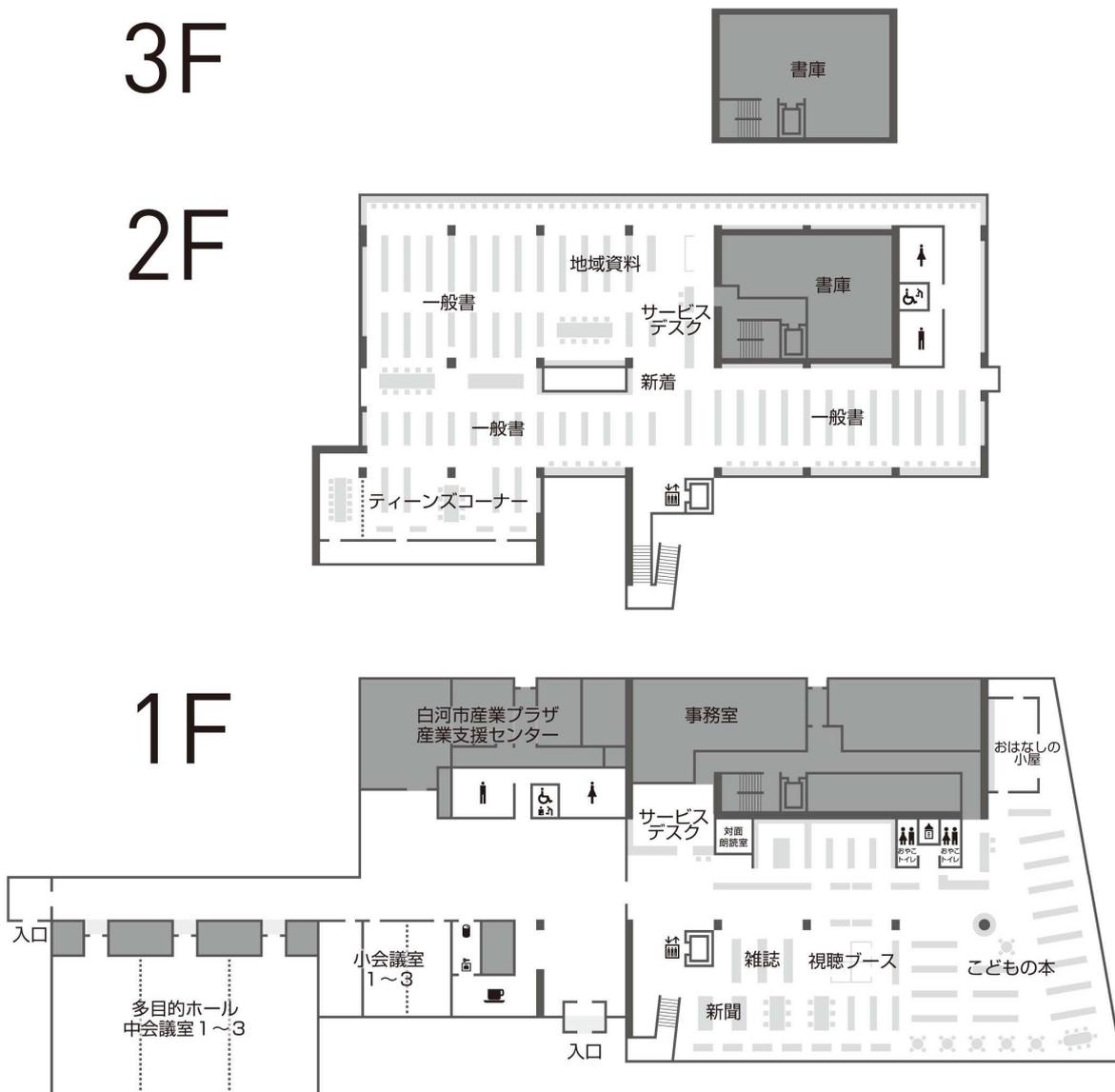
[閲覧席数] 250席 (令和2年度以降、座席数は新型コロナウイルス感染症対策により減らしている)

[駐車場台数] 133台 (うち障がい者用3台)

[敷地面積] 16,374㎡

[建設年月日] 平成23年1月竣工

[建設費] 1,665,000千円 (多目的複合施設建築費)



② 表郷図書館

[所在地] 白河市表郷金山長者久保2番地

[電話] 0248-32-4784 [FAX] 0248-32-4788

[構造・施設] 鉄筋コンクリート造3階建（表郷庁舎内）2階北側（図書館366.76㎡）

[収蔵能力] 約2万冊

[閲覧席数] 24席

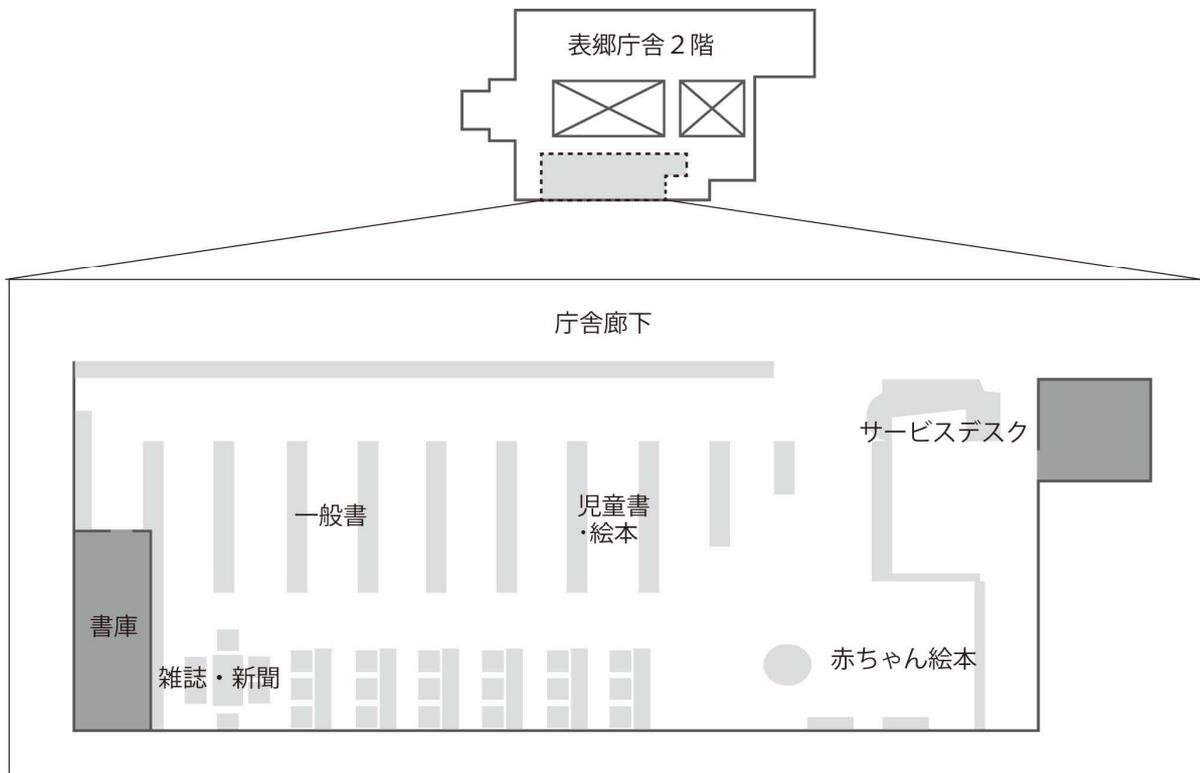
[敷地面積] 2,366㎡

[建設年月日] 平成9年7月31日竣工

[建設費] 1,409,030千円（表郷庁舎建築費）

[図書館部分改修年月] 平成21年2月から3月

[図書館部分改修費] 10,373千円



③ 大信図書館

[所在地] 白河市大信町屋字沢田 25 番地

[電話] 0248-46-3614 [FAX] 0248-46-3702

[構造・施設] 鉄筋コンクリート一部木造平屋建 (図書館 411.96 m²)

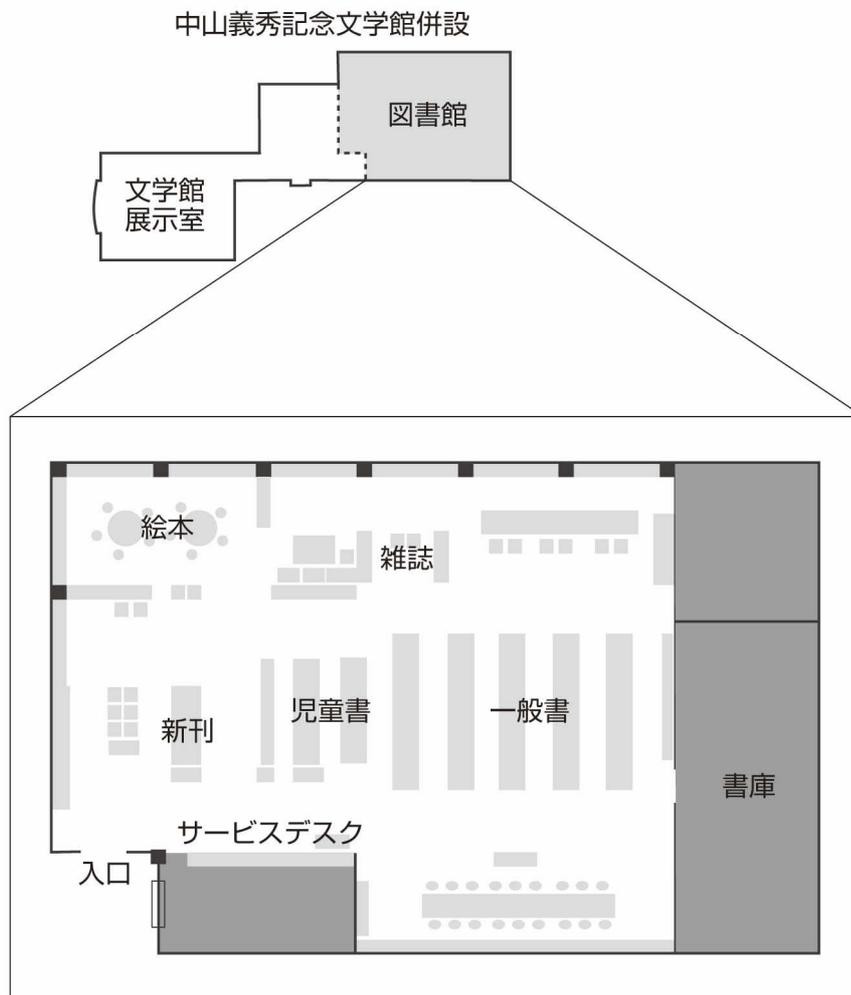
[収蔵能力] 約 4 万冊

[閲覧席数] 43 席

[敷地面積] 4,143 m²

[建築年月日] 平成 5 年 3 月 31 日竣工

[建設費] 479,943 千円 (文学館建築費)



④ 東図書館

[所在地] 白河市東釜子字狐内 47

[電話] 0248-34-1130 [FAX] 0248-34-1148

[構造] 鉄筋コンクリート造 2階建 (図書館 507.99 m²)

[収蔵能力] 約 6 万冊

[閲覧席数] 14 席

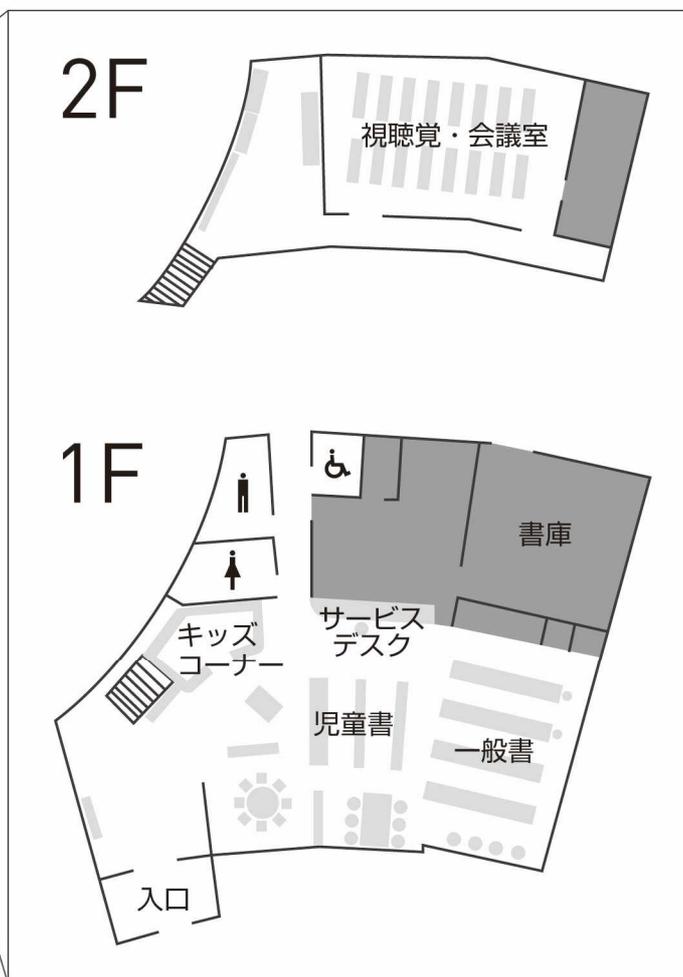
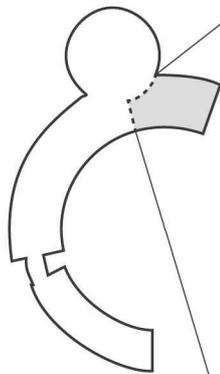
[敷地面積] 15,428 m²

[建設年月日] 平成 7 年 7 月 29 日竣工

[建設費] 1,881,225 千円 (複合施設)

*令和 2 年度以降、座席数は新型コロナウイルス感染症対策により減らしている。

きつねうち温泉
東文化センター併設



(2) 図書館コンピュータシステム

【業務システム】

システム形態	京セラコミュニケーションシステム ELCIELO (平成 31 年 3 月 13 日から)
形 式	クラウドサーバ

[市立図書館]

利用者用OPAC (蔵書検索用端末)	7 台
利用者用インターネット 接続パソコン	6 台／多機能 PC2 台 (Win・Mac)
自動貸出機／自動返却機	5 台／2 台 各 1 台は令和 2 年 12 月導入
クライアントパソコン	17 台 (サービスデスク 9 台・事務室 8 台)
データベース用端末	1 台

[表郷図書館]

利用者用OPAC (蔵書検索用端末)	1 台
利用者用インターネット 接続パソコン	1 台
クライアントパソコン	3 台

[大信図書館]

利用者用OPAC (蔵書検索用端末)	1 台
利用者用インターネット 接続パソコン	1 台
クライアントパソコン	3 台

[東図書館]

利用者用OPAC (蔵書検索用端末)	1 台
利用者用インターネット 接続パソコン	1 台
クライアントパソコン	3 台

6. 利用案内

【開館時間】

[市立図書館]

火曜～金曜 午前 10 時 ～ 午後 8 時

土日・祝日 午前 9 時 30 分 ～ 午後 6 時

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開館時間を令和 2 年 10 月 20 日から平日を午前 10 時～午後 7 時、令和 3 年 2 月 20 日から土日祝日を午前 10 時から午後 6 時に臨時的に変更。

[表郷・大信・東図書館] 午前 10 時 ～ 午後 6 時

【休館日】

[市立図書館]

月曜日（祝日のときは、その翌日）

毎月第 1 水曜日（祝日のときは、その翌日）

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

特別整理期間

[表郷図書館]

火曜日（祝日のときは、その翌日も）

祝日

毎月第 1 水曜日（祝日のときは、その翌日も）

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

特別整理期間

[大信図書館]

月曜日（祝日のときは、その翌日）

祝日の翌日（祝日が金曜日にあたるときは、その前日）

毎月第 1 水曜日（祝日のときは、その翌日）

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

特別整理期間

[東図書館]

火曜日（祝日のときは、その翌日も）

祝日

毎月の末日（12 月においては 28 日。火曜日のときは、その翌日）

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

特別整理期間

【借りることのできる期間】

21日以内（絵画：28日以内）

【借りることのできる点数】

〔図書・雑誌〕貸出期間内に読める冊数。

広域利用者：図書・雑誌あわせて10点

〔視聴覚資料（CD・DVD）〕CD・DVDあわせて5点

広域利用者：CD・DVDいずれか1点

〔複製絵画〕 1点

【貸出延長】

図書館ウェブサイトや電話で貸出期間の延長（2週間）が可能。手続きできる期間は返却日の1週間前。ただし、予約が入っている資料、視聴覚資料等と貸出期間を過ぎてからの延長手続不可。

【資料を返すとき】

市内4図書館どこでも返却可能。閉館時は、各館のブックポストで対応。

【予 約】

図書館が所蔵している資料は予約が可能。申込用紙への記入か図書館のウェブサイト・館内の端末からも予約が可能。（パスワードが必要）

	予約可能冊数・点数
図書資料・雑誌	10冊（5冊）
視聴覚資料	5点〔CD・DVDあわせた点数〕（いずれか1点）
複製絵画	1点（1点）

（ ）内は広域利用者

【リクエスト】

図書館に所蔵のない資料を利用したい場合、リクエストを受付（視聴覚資料、雑誌、コミックは除く）。市内に在住、在学、在勤している方が対象。

【団体貸出】

市内の学校、事業所、社会教育関係団体、家庭文庫、読書会等に図書をまとめて貸出。

*事前に団体登録が必要。

【調べたいことがあるとき】

個人や会社が抱える日常生活や仕事での課題や調査・研究等に必要な資料探索や資料提供を行うほか、調べ方のアドバイス、専門機関の紹介等を行なうレファレンスサービスを実施している（なお、クイズや懸賞・学校等の課題・宿題等の回答の提示、医療相談、商品鑑定等不可）。

【資料の検索】

図書館の資料検索は白河市立図書館に7台、各地域館に1台ずつある検索端末で検索できるほか、図書館ウェブサイトからは資料の検索や福島県内と東北・北海道地方図書館の資料検索が可能（りぶらんサーチ）。

【資料の複写】

書館資料は著作権法の定める範囲内で複写可能（図書館の所蔵資料に限る）。コピー機は市立図書館1階、2階に設置。「複写申込書」に記入し申込の上、複写。

《複写料金表》

カラー	： 50円	白黒	： 10円
-----	-------	----	-------

※ 東図書館は白黒のみ。

※ 表郷図書館は庁舎閉庁時は不可。

【データベース】

市立図書館では一部の端末でデータベースが利用可能。サービスデスクで申込。利用時間は1回1時間以内（利用は無料、紙面を印刷する場合は有料）

データベース一覧

データベース名	内 容
国立国会図書館 デジタルコレクション	国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料の検索・閲覧。
日経テレコン	過去30年分の日経新聞・日経の各雑誌記事から、国内120万社・海外5,000万事業所の企業情報、ビジネスに欠かせない人事情報にいたるまで、幅広いビジネス情報を多数収録。
日経BP記事検索サービス	日経BP社の雑誌のバックナンバーの記事を、オンラインで検索できるデータベース。
ELDBアカデミック	新聞約100紙・雑誌約250誌を一括して横断的に検索
聞蔵Ⅱビジュアル	朝日新聞、明治12（1879）年の創刊から今日まで、約1200万件以上の記事と広告が検索できる。
第一法規法情報総合 データベース	法令や判例、立法・行政・司法の公文書などが検索できるデータベース。
ルーラル電子図書館	農業関係に特化したデータベース。農文協が発行した雑誌・書籍・事典・ビデオなどを多数収録、農業に関することを網羅。
官報情報検索	日本国憲法施行日以降～当日発行分の官報（本紙、号外、政府調達公告版、資料版、目録）を検索できる。
福島民報縮刷版 （CD-ROM版）	福島民報の過去の記事（2002・8～）を検索できる。

【インターネット端末】

市内4図書館のインターネット端末で、インターネットの閲覧が可能（一部のサイトへのアクセスは制限）。市立図書館及び大信図書館の利用時間は1回1時間以内。表郷図書館及び東図書館の利用時間は1回30分以内。（各館とも印刷やファイルの保存は不可）。

【多機能PC】

ビジネスユースやレポート作成などに活用可能なパソコン（Win、Mac）を市立図書館2階に用意。プリントアウトも可能（有料）。

【インターネット・公衆無線LAN】

ノートパソコンや携帯端末を持ち込んで、インターネットに接続可能（市内4館）。市立図書館内のパソコン優先席では電源を用意。

7. 図書館協議会

(1) 白河市図書館協議会委員

	氏 名	備 考
会 長	金沢 美香	社会教育の関係者（第2号委員）
副会長	二宮 嘉須彦	学識経験を有する者（第4号委員）
委 員	箭内 徳二	社会教育の関係者（第2号委員）
委 員	樋口 葉子	家庭教育の向上に資する活動を行う者（第3号委員）
委 員	矢内 秀一	学識経験を有する者（第4号委員）
委 員	清野 孝	学校教育の関係者（第1号委員）R3年4月1日から前任者の残任期間

任 期：令和2年7月1日～令和4年6月30日

(2) 図書館協議会開催実績

開催年度	年 月 日	開 催 場 所
平成24年度	平成24年8月2日（木）	白河市立図書館スタッフミーティング室
	平成25年2月6日（水）	白河市立図書館（地域交流会議室）
平成25年度	平成25年4月25日（木）	〃
	平成25年12月5日（木）	〃
	平成26年2月27日（木）	〃
平成26年度	平成26年7月11日（金）	〃
	平成27年2月24日（火）	〃
平成27年度	平成27年5月22日（金）	〃
	平成28年2月17日（水）	〃
平成28年度	平成28年7月20日（水）	〃
	平成29年3月16日（木）	〃
平成29年度	平成29年6月29日（木）	〃
	平成30年3月20日（火）	〃
平成30年度	平成30年7月11日（水）	〃
	平成30年12月5日（水）	〃
	平成31年2月6日（水）	〃
	平成31年3月20日（水）	〃
令和元年度	令和元年7月10日（水）	〃
	令和2年3月17日（火）	〃
令和2年度	令和2年7月30日（金）	〃
	令和3年3月12日（金）	〃
令和3年度	令和3年7月14日（木）	

8. 令和2年度事業報告・令和3年度事業計画

(1) 令和2年度事業報告

◇市立図書館

1 ちびっこおはなしのくに(新型コロナウイルス感染症感染防止のため休止)

おひざにだっこした0歳から2歳の乳幼児を対象に、絵本の読み聞かせや手遊びなどを館内(おはなしの小屋)で行なっています。幼いころから絵本との出会いを通して親子で「読書」に興味を抱くよう、ボランティアの協力を得て実施しています。

参考) ちびっこおはなしのくにの移り変わり

紙芝居の会	昭和49年から子ども読書週間にちなんで、毎週木曜日午後実施開始
紙芝居を読んでもみる会	昭和57年から高校生(白河女子高校(現白河旭高校)、白河高校落語研究会)の協力により毎週木曜日午後4時～5時まで実施
おはなしの国(くに)	平成3年4月から読み聞かせ、詩の朗読を毎週木曜日(14年度から第3木曜を除く)午後3時30分～午後4時30分まで実施、平成23年度から「おはなし会」に名称を変更。
ちびっこおはなしのくに	平成14年4月から、母親・幼児を対象に絵本の読み聞かせを実施 毎月第3木曜日午前11時～11時30分まで 平成23年8月から毎月第1木曜も実施。令和元年6月から、毎月第1・3木曜日午前11時～11時20分に時間変更

2 おはなし会

3歳から小学生低学年を主に対象とし、読み聞かせやブックトークを行い児童の読書推進及び図書館利用の推進を図ります。

時 期		場 所	参加人数
令和3年2月27日(土)～*	3回	図書館 (地域交流会議室)	27人

*感染予防対策を実施した上で「ミニミニおはなしかい」として実施。

3 第44回児童読書感想画展(昭和50年～)

子ども読書週間(6月6日～17日)の一環として市内全域の小学校から読書感想画を募集、図書館のエントランスホールに展示し、児童の読書活動推進と図書館利用のきっかけづくりを目的に実施しました。

時 期	場 所	参加小学校及び点数
7月2日(木)～ 8月24日(月)	図書館エントランスギャラリー	白河第一小、白河第二小、白河第三小、五箇小、みさか小、表郷小、信夫第一小 計7校、合計98点

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から期間を長めに設定、分散して鑑賞してもらうよう呼びかけました。

4 夏休み子ども手づくり絵本教室（昭和58年～）（新型コロナウイルス感染症感染防止のため休止）

小学生が世界でたった一冊の自分だけの本を製作することにより、本への興味と読書意欲を高めるため開催。職員が講師となり、1日目は本の中身作り、2日目は表紙の作成を行います。

5 夏のおはなし会（昭和50年～）（新型コロナウイルス感染症感染防止のため休止）

毎年8月に実施。幼児や小学校低学年を対象に、創造力を育て、読書の楽しみへと導くため素話や読み聞かせを実施します。同時に蔵書を活用した工作教室も実施し、親子で夏休みのひとときを楽しめるようなプログラム構成となっています。（ボランティアが協力）

6 冬のおはなし会（昭和50年～）（新型コロナウイルス感染症感染防止のため休止）

例年12月に実施します。幼児や小学校低学年を対象に、創造力を育て、読書の楽しみへと導くため素話や読み聞かせを実施しました。同時に蔵書を活用した工作教室も実施して、親子で冬休みのひとときを楽しみます。（ボランティアが協力します）

7 第37回手づくり絵本展（昭和59年～）（新型コロナウイルス感染症感染防止のため休止）

心をこめてつくられた“世界でたった一冊の絵本”を地域交流会議室内で展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図ります。手づくり絵本教室で作成した小学生の絵本も展示します。

8 図書館講座（新型コロナウイルス感染症感染防止のため休止）

県、市主催の研修会や大学の公開講座など共催という形で、経費をかけない自主事業を実施。図書館への興味関心を引き出すとともに、生涯学習機会の拡充を図ります。

9 音訳者会

音訳者（8名登録）の情報共有やスキルアップのため、月1回程度開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、集まることは行わず、担当者から個別の連絡を受ける形で活動しました。

10 児童クラブ配本（名称変更）

遠距離等の理由で、来館できない児童のため児童クラブ（5ヶ所）に図書資料の配置を行い、読書活動の機会を提供しました（1セット＝50冊を3回転）

児童クラブ名	冊数
白一小児童クラブ	150冊
白二小児童クラブ	150冊
関辺小児童クラブ	150冊
五箇小児童クラブ	150冊
大屋小児童クラブ	150冊
こたがわ児童クラブ	150冊

11 館内上映会

市内に映画館が無くなってしまったことから、懐かしい映画や親子で鑑賞できる映画等を毎月3回（大人向けタイトル1・子ども向けタイトル1）を地域交流会議室（多目的ホール）で上映しました。新型コロナウイルス感染症対策のため、4月～8月は中止しました。9月以降は感染防止策をとりつつ、上映会を再開しています。

時期、対象者及び回数	場 所	延べ入場者数
4月～8月 大人向け	地域交流会議室	中 止
4月～12月 子ども向け	地域交流会議室	中 止
9月～3月 大人向け	地域交流会議室	95人
1月～3月 子ども向け	地域交流会議室	20人

12 ブックスタート（平成21年度～）

絵本を通して親子の触れ合いや愛着を深めるとともに、豊かな情操を育むことを目的に、ボランティアの協力を得て、保健センターの1歳児健診の待ち時間の間、絵本の配布と読み聞かせを行いました。

新型コロナウイルス感染症への対応のため、ボランティアの参加は控え、職員のみでの対応、絵本を手渡すのみでの対応をしました。

時 期	場 所	人 数
年間（12回）	中央保健センター	389人

13 図書館利用促進講演会

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染のリスクや3密を避けるため講演会開催は中止としました。

14 誰でもブックデザイナー（9月1日～11月9日）

小学生から一般を対象にブックカバーのデザインを公募（9月1日～24日）、217点の応募がありました。すべてをエントランス部分で展示しました（10月8日～11月9日）。展示期間を長めに設定し、オリジナルのブックカバーのうち、許諾のとれたものは図書館ウェブサイトでダウンロードができるようになっています。ブックカバー作品展示の様子は民報（10/11）、民友（10/16）に掲載されました。

15 学校図書館支援事業

学校教育課と連携して学校図書館及び学校図書館司書を支援し、学校図書館の環境整備や蔵書整備等を通して、子ども読書活動を推進しました。

- ・学校図書館司書配置校 小学校15校／中学校8校・学校図書館司書 11名

16 「りぶらん廃棄資料リユース事業」（新型コロナウイルス感染症感染防止のため休止）

保存期間の経過した雑誌等を無償配布し、資料の有効活用を図っています。

17 「白河文化交流館コミネス連携事業」（新型コロナウイルス感染症感染防止のため休止）

コミネス開館とりぶらんの5周年を契機に、図書館内でコンサートや芸術に関するワークショップ等を実施し、双方の連携やPRを行っています。

18 特記事項

- ・白信育英資金を活用して図書の購入、貸出用袋の作成を行ない、図書館利用と読書促進を図りました。

- ・SNSの活用

令和2年5月から、SNS（ツイッター、フェイスブック）の運用を開始しました。11月28日（土）には、第22回図書館総合展（主催：図書館総合展運営委員会）のイベント「オンライン見学会」を実施、当日はZoomを用いて館内の案内をしました。

- ・北日本図書館連盟研究協議会（10月22日）於：山形県立図書館

山形県内の図書館の実践報告や北海道・東北各地の図書館員が集まり、情報交換を行ないました。当館からは2名の職員を派遣しました。

- ・図書館地区別（北日本）研修（11月18日～20日）於：秋田県立図書館

文部科学省と秋田県立図書館が主催する図書館地区別研修に職員を1名派遣しました。新型コロナウイルス感染症対策を行なったうえでの研修でした。現代の図書館が抱える課題や、サービス向上のためのヒントを一線で活躍する講師が説明をしました。参加した職員からも「講師からの実践報告や研究成果にインスピレーションを受けた。今後、問題意識を持って業務にあたりたい」との感想がありました。

- ・図書館見学

市内小学校での「図書館見学」に対応しています。総合学習や郷土を知る授業で来館し図書館や資料の使い方を学校司書や図書館司書が説明します。図書館を日常から利用している児童が多く、マナーや図書の間所等も理解しています。

市内の幼稚園や保育園の園児も先生の引率で来館し、図書を借りるほか、おはなしの小屋で、先生が読み聞かせを行なうこともあります。近隣の特別支援学校の児童・生徒も図書館見学に訪れ、実際に本を借りるなど授業の一環として図書館が利用されました。

- ・生物多様性の本棚～三菱ガス化学、図書を寄贈

国連生物多様性の十年委員会（事務局・環境省）による取組みの一環。生物多様性が理解できる自然科学系の図書、図鑑等108冊が三菱ガス化学（白河市豊地、本社・東京）から11月18日、市立図書館と地域館に寄贈されました。

- ・しらかわんの来館

市公認キャラ、しらかわんが12月から不定期で来館、来館者には嬉しいサプライズで子どもから大人までふれあいや記念撮影を楽しんでいました。SNSにも投稿し、図書館利用や読書推進に一役かってもらいました。引き続き来館をしてもらい、キャラと図書館の連携を探っていきます。

- ・新型コロナウイルス感染症対策

令和元年度から引き続き新型コロナウイルス感染症、感染予防対策を講じながら館内サービスを実施しています。県・市の動きも考慮しながら、毎月第1水曜日の館内整理日にサービスの見直しを図っています。

- ・自然災害（地震）

令和3年2月13日（土）23：08福島県沖で発生した地震はM7.3、白河市では震度5弱～5強が観測され各所に大きな被害が出ました。

市立図書館の閲覧スペースでは数冊の図書が、2階書庫では500冊程度の図書の落下がありました。

3階書庫では新聞のバックナンバー綴りが落下しています。表郷図書館は約5,000冊が落下しました。

市立、表郷とも職員の復旧作業により、その日のうちに復旧しています。また、3月20日18：09には宮城県沖でM7.2の地震が発生。揺れもありましたが被害はありませんでした。今後の余震が懸念されます

◇表郷図書館

1 たのしい図書館

幼稚園児を対象に、図書館の利用法や本の読み聞かせ図書の貸出しを行うことで、図書館をより身近に感じてもらうことと読書への関心を高めてもらうことができました。

時 期	場 所	参加人数
通年(12回)	表郷図書館	のべ 536 人

2 図書館学習

小学校2年生を対象に、図書館の役割や利用方法、司書の仕事などの学習の場を設け、更に自分の図書カードを使って図書の探索と貸出を体験することで、図書館をもっと身近に感じてもらいました。

時 期	場 所	参加人数
12月	表郷図書館	表郷小2年生 39人

3 団体貸出

保育園、小学校を主に団体貸出を計画的に実施し子どもの読書推進に資することができました。また来館が難しい未就学児等にも本に親しんでもらいました。

時 期	場 所	貸出冊数
通年	表郷保育園 (8週ごと 50冊)。表郷小児童クラブ (8週ごと 100冊)。表郷小全学年学期ごと 50冊×6学年 300冊)。関辺幼稚園 (8週ごと 40冊)。五箇幼稚園 (8週ごと 40冊)。	のべ 2,540 冊

4 読み聞かせ『おはなし、よんで!』

エプロンシアター、紙芝居、絵本の紹介と読み聞かせ(月別にテーマを設定)。幼児、児童(低学年)を対象に水曜日と土曜日、随時開催しますが、本年度は新型コロナウイルス感染症感染予防のため実施を見合わせました。

5 出前おはなし会

図書館司書が「おはし」を持って訪問するスタイルを「出前おはなし会」として、幼稚園などを訪問し読み聞かせや紙芝居を実演しました。

時 期	場 所	参加人数
通年 (のべ4回)	表郷幼稚園	216人 新型コロナウイルス感染症のため回数減

6 表郷移動文庫 つくしの会運営補助

民間ボランティア団体の読み聞かせ活動に対する助成でしたが、当該年度の申請はありませんでした。

7 びゃっこい村 手づくり絵本展開催への協賛

一般団体が主催する手づくり絵本展に協賛しました。

時 期	場 所	参加人数
12月	絵本展入賞作品の展示	のべ 20名

8 雑誌の無料配布

保管期間の過ぎた雑誌の無料配布は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止しました。

9 ふるさと表郷まつりへの出展

「ふるさと表郷まつり」の開催中止にともない出展をとりやめました。

◇大信図書館

1 おはなし会

図書館司書による読み聞かせ、紙芝居等を行い、本、読書への興味・関心を持ってもらうとともに、図書館利用の推進を図る目的で例年7、8月に実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染予防のため開催を見合わせました。

2 読み聞かせ教室

地域内小学校の1・2年生を対象に読み聞かせ団体（えほんサークル・おひさま・しらかわ語りの会）による、読み聞かせ、パネルシアター、紙芝居等を行い、本、読書への興味・関心を持ってもらうとともに、図書館利用の促進を図りました。

時 期	場 所 (団体名)	対 象 人 数
6月5日	信夫第二小学校（おひさま）	中止
6月10日	信夫第一小学校（しらかわ語りの会）	37人
6月11日	大屋小学校（えほんサークル）	中止

3 ブックトーク

小学校の学年別にテーマを決めて、そのテーマを題材とした児童書数点を紹介、子どもの知的好奇心を刺激するとともに、本や読書に対する興味・関心を持ってもらうことをねらいに実施しました。

〔講 師〕 しらかわ語りの会

〔テーマ〕 1～3年生 「おくりもの」 / 4～6年生 「火のはなし」

時 期	場 所	対 象 人 数
10月22日	信夫第二小学校	52人
11月17日	信夫第一小学校	98人
11月26日	大屋小学校	69人

4 団体貸出

地域内への団体へ貸出を行ないました。

時 期	対 象	総貸出数
随 時	小学校、幼稚園、児童クラブ、読み聞かせ団体	3,483冊

5 移動図書館車巡回

地域内の園児・児童の読書普及を図るため、地域内の幼稚園・3小学校へ年間各校6回、巡回し、貸出を実施しました。

時 期	場 所	巡回数・利用人数・利用冊数
4月～2月 (4月～7月 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 8月の長期休校期間を除く)	信夫第一小学校 信夫第二小学校 大屋小学校 大信幼稚園	巡回数 年のべ 24回 (各小学校6回 ×3校、幼稚園6回) *利用者 563人 *入館者 870人 *利用冊数 1,774冊

6 図書館学習

地域内の小学校2年生(21人)を対象に図書館の利用方法、資料の検索方法を説明、図書館への理解を深めるきっかけづくりを行いました。

時期・対象	場所	参加人数
10月1日 信夫第二小学校	大信図書館	4人
10月28日 信夫第一小学校		17人
11月10日 大屋小学校		9人

◇東図書館

1 移動図書館（うぐいす号）巡回

小学生の図書に対する関心や読書への親しみを醸成するため、管内各小学校（小野田・釜子・五箇）に毎月1回（4・8・3月を除く）移動図書館を巡回する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から中止しました。

新1年生全員には「利用カード」作成を依頼し図書館利用の促進を図りました。利用カードの新規交付人数：43人

2 手づくり絵本教室（説明会・作製）

世界で1冊の「自分だけの本」を作る楽しみや、完成したときの喜びを通して読書への興味・関心を深めてもらう目的で開催する予定でしたが中止としました。

3 手づくり絵本教室 作品展

毎年夏休みに手づくり絵本教室で制作した絵本を館内に展示し、一般に公開していましたが、絵本教室が中止のため開催できませんでした。

4 「夏のおはなし会」・「冬のおはなし会」

読み聞かせやお話を通して、本への興味、関心や読書意欲を醸成するため児童クラブに出向いておはなし会を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止しました。

5 おはなし会

1~3歳の乳幼児を対象に通年（6~2月）8回館内で実施しています。紙芝居、絵本の読み聞かせ等を行い、図書館に親近感を持ってもらうとともに、読書の楽しさや本に親しむ環境づくりを目指すために開催していますが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止としました。

6 地域・家庭文庫等への宅配事業

いつでも、どこでも本に親しめるように、地域の施設等に配本、高齢者宅に図書を宅配しました。

時期	場所	冊数
通年（4回）	児童クラブ（2ヶ所×100冊×4回）、 美容院、高齢者宅（2ヶ所×20冊×4回）	960冊

7 図書配本

いつでも、どこでも本に親しめるように、地域内の小中学校、事業所に図書を配本しました。

時 期	場 所	冊 数
通年（4回）	小野田小学校(5回) 五箇小学校(60冊×4回) 東中学校(100冊×4回)	1,120冊
	市役所東庁舎(30冊×4回)	120冊

8 図書館に行こう

地域内の幼稚園（ひがし幼稚園年中児）と2小学校（小野田小、釜子小）の1・2年生を図書館に送迎し、図書館の利用を促すとともに、図書への親しみを育成し、児童の読書推進を図りました。

時 期	場 所	参 加 人 数
通年（4・8・3月除く各月） のべ5回	東図書館	のべ77人

9 図書館ですごそう

小・中学校の夏休み期間中（8月1日～8月18日・休館日をのぞく14日間）に児童・生徒への読書や学習の場を提供するため、過ごしやすい環境の図書館視聴覚室を開放していますが、新型コロナウイルス感染症対策（3密の回避）のため中止しました。

10 雑誌の無料配布

保管期間の過ぎた雑誌の無料配布を実施していますが、雑誌の配布は好評で、来館者も多くなることから密を回避するため、中止しました。



↑ 移動図書館車（大信）



↑ 「図書館に行こう」ひがし幼稚園年中児 11.24（東）

(1) 令和3年度事業計画

市内の図書館の令和3年度の事業の紹介です。各館とも3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、手指の消毒、マスク着用等、新型コロナウイルス感染症への対策を取りつつ事業を実施します。

市立図書館〜りぶらん〜では、開館10周年事業が計画されています。

① 市立図書館

事業名	時期	内容
第45回児童読書感想画展	6月	子ども読書週間（4月23日～5月12日）の一環として、読書感想画を市内全域の小学校から募集し、作品をエントランスホールに展示、児童の読書活動の推進を図ります。併せて、家族や祖父母同伴での図書館への来館を促します。（6/3～28実施）
白河市立図書館利用促進講演会	7月24日	図書館の利用促進と読書推進のため、著名な作家を招いて講演会を開催します。本年度は10周年記念講演会として行ないます。川瀬七緒氏講演会（ワークショップ形式）「思いつきは物語」。川瀬氏は白河市出身、開館記念講演会に登壇して10年ぶりの登場です。
白河市立図書館利用促進講演会（郷土関係）	未定	郷土史を学ぶ機会を提供し、郷土への関心を高め、郷土行政資料などの利用を推進のため講演会を開催します。
ミニミニおはなし会	年間	幼児から低学年児童を対象に実施。本来は「ちびっこおはなしのくに」「おはなし会」の事業を実施予定だったが、感染予防の観点から、規模を縮小、参加人数も限定（1回5組）した上でおはなし会を実施します。
夏休み子ども手づくり絵本教室	7月24～25	世界でたった一冊の自分だけの本を制作することにより本への興味と読書意欲を高めます。開館10周年記念の7月24-25日に参加人数を絞って実施します。
夏のおはなし会	7月～8月	素話や読み聞かせの中から創造力を育て、読書の楽しみ、図書館利用へと導いていくことを目的に実施します。簡単な工作も行ないます。
冬のおはなし会	12月	
りぶらん資料リユース事業	未定	図書館において、保存期限の過ぎた本や雑誌、蔵書として受け入れないこととした寄贈本等について、広く市民に提供します。
第38回手づくり絵本展	10月	心をこめて作られた世界でたった一冊の本を展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより、読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図ります。
学校図書館支援事業	年間	学校図書館の整備及び学校司書の支援を行い、読書活動の推進に努めます。学校司書9名 小15校・中8校
音訳者会	年間	音訳者の活動状況や情報共有のため、月1回程度開催します。
館内映画上映会	年間	毎月3回、懐かしい映画や親子で鑑賞できる作品等を図書館地域交流会議室で上映します。大人向け1タイトル（毎月第1土曜午後、第3水曜夜）子ども向け（毎月第3土曜）

ブックスタート	4月～3月 (12回)	絵本を通して親子の触れ合いを深めるとともに、豊かな情操を育むことや図書館利用の促進を図ることを目的に、乳幼児とその母親に絵本を読み、絵本を配付します（子ども育成課、中央保健センター、ボランティア協力）。
ブックスタート関連講座	未定	ブックスタートについて講師を招き理解を深めます（対象は職員とボランティア）。
児童クラブ配本	年間	児童クラブに図書資料の配置を行い、本に親しむ環境を整えると共に、児童と保護者の新たな図書館利用と読書活動を促します。
白河地域発行新聞デジタルアーカイブ化事業	年間	旧図書館で保管していた1945（昭和20）年代の新聞（白河地方版）の劣化が進み紙面の状態が悪いため、電子デジタル化と複製を行い、書庫のスペース確保を実施します。
まちかど・家庭美術館事業	年間	図書館所蔵の複製画を貸出、事業所や家庭で芸術作品に気軽に触れてもらうことを目的としています。所蔵数163点（うち新規購入61点）
認知症サポーター養成講座	1回	図書館員向けに、認知症を正しく理解し、館内外で認知症の方をサポートしていくことができるよう講座を実施します。
読書ノート配布	1回	市内すべての小学校1年生に「どくしょノート」、「利用案内」「利用カード申込書」等を配布。図書館利用の促進を図ります。
私の推し本コンテスト（2年目）	年間	自殺予防の観点から、市民を対象に「勇気をもたらした本、元気になる本」を推薦、投票してもらう。（健康増進課主催事業）

事業内容、開催日時等変更になる場合があります。



「私の推し本コンテスト」（健康増進課主催）の中間発表（小学生の部）。結果に基づいて、職員がそれぞれの年代に応じて図書を紹介。

② 市立図書館〜りぶらん〜開館10周年記念事業（予定）

年	月	イベント	目的および効果
2021	4	ティーンズらくがき会	中高生世代の利用を促進。 図書館の敷居を下げ、来館しやす親しみやすさを伝える。
	5	10周年米スタート	読み物や小説以外の資料の貸出促進につなげる。調べ学習やレファレンスについて理解をしてもらう。
	6	4館スタンプラリー (6月から9月まで)	白河の4図書館をめぐり、普段利用しない図書館の魅力発見をし、地域館PRをすることで利用促進につなげるため。また、スタンプ台紙
		感想画展	読書週間に合わせて、本を読み、本に親しんでもらう。また、感想を絵にし、図書館に展示することで図書館来館促進につなげる。
	7	パネル展示	図書館の歴史を振り返り、図書館に親しみを持ってもらう。
		記念式典・講演会（7/24）	10周年を記念し、より親しみをもち、利用してもらうため。また、利用者への感謝を表すため。
		りぶらん祭り（7/24・25）	老若男女問わず、図書館を楽しんでもらい、新たな発見をすることで利用促進につなげる。
	8	上映会祭り・ホラー上映会	所蔵DVDの利用促進とサービスの宣伝のため。
		ボードゲーム大会	10～30代の利用がすくない層への図書館利用促進を図るため。また、本以外のサービスのPRをする。
		夏のおはなし会	3歳～小学生を対象に、絵本や読み物の読みきかせと手あそび、工作を交え、図書館や本に親しみを持ってもらうため。
		理科読（ガリレオ工房）	読み物や小説以外の資料の貸出促進につなげる。調べ学習やレファレンスについて理解をしてもらう。
	9	朗読会	成人を対象に本を読み聞かせ、音訳サービスをPRするため。
		コンサート	CDの利用促進と文化振興のため。
	10	手づくり絵本展	自分で絵本を作ることで本の大切に気づき、図書館の資料に親しんでもらうため。
		懐中電灯で図書館探検	普段見ることのできない図書館の様子を見ることで、図書館に親しんでもらうため。
		ティーンズらくがき会	中高生世代の利用を促進。 図書館の敷居を下げ、来館しやす親しみやすさを伝える。
11	郷土講演会（仮）	白河を知ってもらうため、文化財課と連携する。	
12	冬のおはなし会	3歳～小学生を対象に、絵本や読み物の読みきかせと手あそび、工作を交え、図書館や本に親しみを持ってもらうため。	
2022	1	福袋（りぶらんセット）	普段は手に取らない本を手渡しすることで新たな発見をし、読書の楽しさを再認識してもらうため。
		ティーンズらくがき会	中高生世代の利用を促進。 図書館の敷居を下げ、来館しやす親しみやすさを伝える。
	2	だれでもブックデザイナー	自分でデザインしたブックカバーを使うことで、読書の楽しさを知ってもらうため。

③ 表郷図書館

事業名	時 期	内 容
たのしい図書館	通年	幼稚園児を対象に、図書館利用の方法、読み聞かせ、図書の貸出を行い、幼児期から本の楽しさと図書館を身近に感じてもらい読書に親しむ心を育むことを目的に実施します。
図書館学習	11月	小学校低学年を対象に、図書館の仕事や利用について学び、利用登録（図書カード作成）してもらい、自分の好きな本を借りて読書の楽しさを実感してもらいます。
おはなし、よんで！	水・土曜日 随時	エプロンシアター、紙芝居、絵本の紹介と読み聞かせ。来館した園児、児童のリクエストにも応じます。
出前お話し会	10回	わんぱくスクールや表郷幼稚園からの依頼により、読み聞かせ、紙芝居を行なう。読書の楽しさを知ってもらうことを目的にします。特に表郷幼稚園では誕生会等の機会を利用して実施します。
びゅっこい村手づくり絵本展開催への協賛	12月	一般団体が行なう「手づくり絵本展」の入賞作品の展示会場として図書館のフロアを提供します。
ふるさと表郷まつり「図書館コーナー」の出展	11月上旬	「ふるさと表郷まつり」において、図書館のPRに努めます。読み聞かせ、図書館利用案内、図書館だよりの配布等を実施します。

④ 大信図書館

事業名	時 期	内 容
おはなし会	7～8月	幼児・児童を対象に読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアターを行い、本への興味、関心を持ってもらい読書推進を図ります。
読み聞かせ教室	6月	読み聞かせ団体による、読み聞かせ、パネルシアター・紙芝居等を行い、本・読書への関心を持ってもらうとともに、読書推進を図ります。（ボランティア団体：えほんサークル・おひさま・しらかわ語りの会）
ブックトーク	10月～11月	小学校低学年・高学年それぞれに「テーマ」を設け、そのテーマに沿った本を数点紹介し、本・読書に対する興味関心を持たせ読書推進を図ります。（講師予定：しらかわ語りの会）
移動図書館	4月～7月 9月～2月	地域内で遠距離等により来館できない児童の読書普及を図るため、地域内小学校3校及び大信幼稚園を巡回し、貸出を行います。〔実施回数〕年間計40回実施予定
図書館学習	9月～10月	地域内の小学校2年生を対象に図書館内での利用学習を行い、図書館利用の推進を図ります。地域内小学校各1回

⑤ 東図書館

事業名	時期	内 容
移動図書館	月 1 回 (4・8・3月を除く)	小学校に月 1 回移動図書館車(うぐいす号)を巡回し、子供たちの読書についての関心や親しみを育成します。また、新年度の初めに訪問小学校の 1 年生児童全員に「利用カード」作成を依頼し、本事業や「図書館に行こう」時に利用できるようにします。
手づくり絵本教室 (説明会・作製)	7月26日・31日	絵本をつくる喜びや楽しさを経験することにより、本に対する興味、関心と豊かな心を醸成します。
手づくり絵本教室 作品展	8月11日～16日	手づくり絵本教室で作製した絵本を館内で展示して、一般に公開します。
おはなし会	通年(月1回)	読み聞かせ、歌あそび等を通して、読書や本に興味、関心を持ってもらうとともに、図書館利用の促進につなげます。(1歳～3歳児対象)
夏のおはなし会	8月上旬	地域内児童クラブを訪問し読み聞かせやお話を通して、本に関心や興味を持ってもらい読書の楽しさを伝えます。
冬のおはなし会	12月下旬	地域内児童クラブを訪問し読み聞かせやお話を通して、本に関心や興味を持ってもらい読書の楽しさを伝えます。
地域・家庭文庫等への配本	通年(年3～4回)	いつでも、どこでも本に親しめるよう、児童クラブ、美容室等に図書を配置します。また高齢者等に図書の宅配を行います。
図書配本	通年(年3～4回)	いつでも、どこでも本に親しめるよう、各学校、地域内事業所に図書を配本します。
図書館に行こう	各小学校(幼稚園)の計画日	小学校1・2年生をバスにより図書館まで送迎し、図書館の利用機会促進と図書への親しみを覚えてもらうことを目的に実施します。
図書館ですごそう	小・中学校の夏休み期間	小中学校の夏休み期間中、過ごしやすい環境の図書館視聴覚室を開放し、子供たちの読書や勉強の場を提供することにより、図書館の利用促進を図ります。

備考：4館で随時実施の事業

○4館館長会議と担当者会

毎月1回、館長会議を実施。各館の情報共有、課題解決を行い積極的な議論を交わしている。

また、月1回4館での担当者会を実施、各館からの情報共有や問題の共有、改善等の実務上の連絡調整を行った。同様に選書会議を月1回程度実施、各館での充実した棚づくりや選書の偏りが無いよう調整を図っている。

○図書館報の発行(毎月1回)

○図書館ウェブサイトへの事業告知や報告

○管内中学校生徒の「職場体験学習」・高校「インターンシップ」の受け入れ(中学校・高校等からの依頼)。

*R2年度実績：市立(1件1名)・大信(1件1名)

9. 図書館統計

【開館日数と来館者数】

	開館日数	前年比
市立	244	0.86
表郷	249	0.96
大信	261	0.94
東	249	0.92

	来館者数	前年比
市立	136,461	0.48
表郷	7,341	0.83
大信	3,732	0.62
東	3,625	0.45

緊急事態宣言に伴い、臨時休館や開館時間の短縮が図書館にも求められた。それに合わせ、貸出期間の延長、貸出点数の増加などのサービス変更を行った図書館も全国的に見られた。

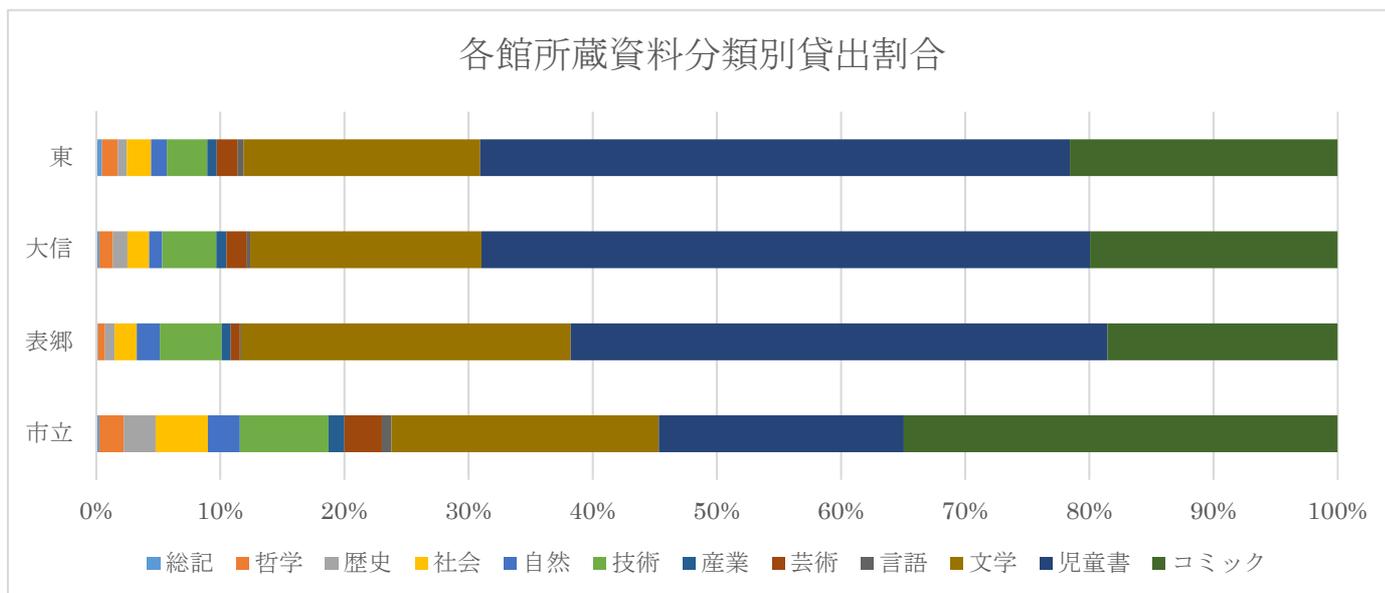
白河市では非対面、外出の抑制などを考慮し貸出期間を3週間から5週間へ延長、視聴覚資料も期間延長が可能ないようにした。その結果、来館頻度が減少し来館者数が前年に比べ減少した。

【貸出冊数】

資料形態別	市立		表郷		大信		東		合計	
	貸出数	前年比	貸出数	前年比	貸出数	前年比	貸出数	前年比	貸出数	前年比
一般書	320,065	0.74	8,611	0.95	5,859	0.84	5,711	0.95	340,246	0.74
児童書	78,610	0.71	7,727	0.85	7,182	1.01	6,177	0.69	99,696	0.73
雑誌	16,906	0.70	527	0.79	387	0.93	695	0.88	18,515	0.71
視聴覚	28,627	0.71	36	0.78	17	0.50	145	1.33	28,825	0.71
UD	924	0.70	0	0	3	3.00	1	1.00	928	0.70
絵画	166	0.95	0	0	1	0.11	0	0	167	0.91
その他	7	0.13	0	0	0	0	0	0	7	0.13
合計	445,305	0.73	16,901	0.90	13,449	0.93	12,729	0.81	488,384	0.74

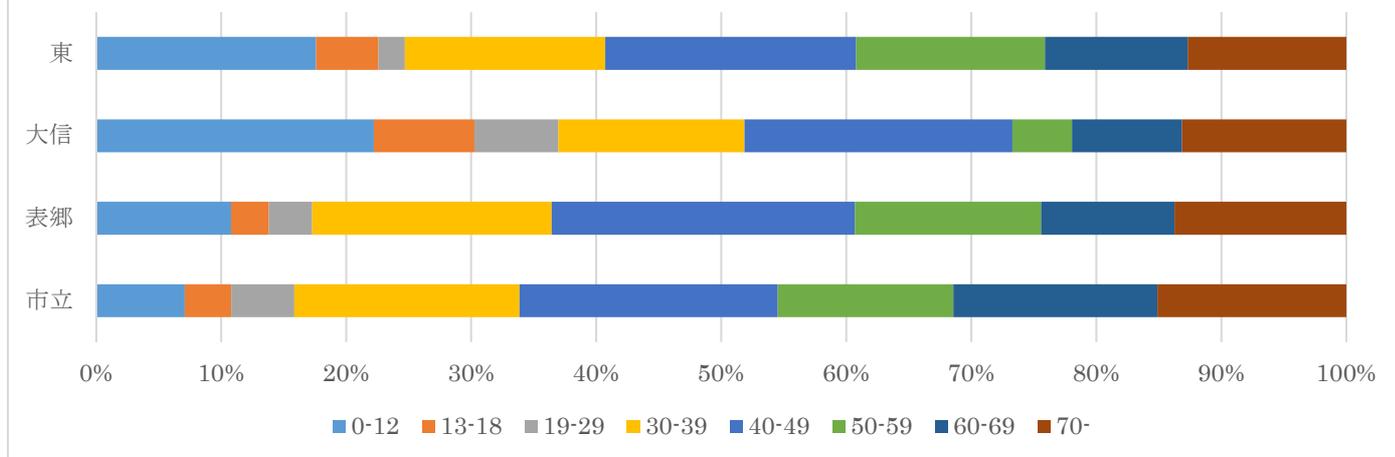
*コミックは一般書に含まれている。

各館所蔵資料分類別貸出割合



各館が所蔵している資料の分類別貸出割合である。市立はコミックの貸出割合が一番大きく、表郷・大信・東は児童書の貸出割合が大きくなっている。他の分類では、9類(文学)、5類(技術家政)と続いている。

年代別貸出割合



市立では30代以降はほぼ同じ割合で利用されている。大信、東では幼稚園や小学校へ移動図書館を行っているため、小学生以下の割合が大きくなっている。4館共通で20代の利用が少ないのが課題となっている。

【利用者数】

人	児童				一般				団体		合計	
	市内	前年比	広域	前年比	市内	前年比	広域	前年比		前年比		前年比
市立	2,521	0.57	1,592	0.68	48,401	0.70	17,448	0.68	435	0.90	70,397	0.69
表郷	196	0.61	47	0.94	1,914	0.95	519	1.20	69	0.96	2,745	0.95
大信	656	0.73	30	0.56	1,290	0.88	342	0.87	168	1.17	2,486	0.84
東	173	0.14	62	0.90	1,131	0.73	552	0.75	70	1.03	1,988	0.55
合計	3,546	0.52	1,731	0.69	52,736	0.71	18,861	0.70	742	0.97	77,616	0.70

前述したように来館者の減少により利用者数も減少したが、前年比率で見ると来館者数ほど利用者数は減少していない。

【登録者数】

	市立		表郷		大信		東		合計	
	人	前年比	人	前年比	人	前年比	人	前年比	人	前年比
登録者数	31,193	1.02	1,358	0.94	3,683	1.00	5,651	1.00	41,885	1.13
有効登録者数	14,735	0.94	685	0.95	828	0.94	1,229	0.94	17,477	0.94
新規登録者数	988	0.57	62	0.71	44	0.88	61	1.17	1,155	0.60
実利用者数	14,458	0.94	673	0.96	815	0.93	979	0.76	16,925	0.93

登録者数 : 登録している人数

有効登録者数 : 過去3年に1度は貸出を行っている人数

新規登録者数 : 2020年度に新たに登録した人数

実利用者数 : 登録者のうち、2020年度中に1度は貸出を行っている人数

感染症対策のためサービス縮小の一環として、新規図書館利用カードの作成を中止していた時期があり、新規登録は減少している。また、利用者数の減少は見られるものの、実利用者は前年と大きくは変わらず、図書館が利用カードをもつ方の図書館利用が多かったことがわかる。

【予約件数】

	市立		表郷		大信		東		Web		合計	
	件	前年比	件	前年比	件	前年比	件	前年比	件	前年比	件	前年比
予約(窓口)	11,380	0.93	905	1.24	604	0.84	428	0.93			13,317	0.90
予約(OPAC)	1,744	0.67	13	1.08	0	0	0	0	14,344	1.21	16,101	1.11
合計	13,124	0.89	918	1.24	604	0.84	428	0.93	14,344	1.21	29,418	1.03

予約資料の内訳(冊)

所蔵あり	26,786
所蔵なし	2,632
合計	29,418

所蔵なし内訳(冊)

リクエスト購入	1,889
相互貸借(県内)	564
相互貸借(県外)	144
合計	2,597

予約の件数はほぼ横ばいである。コロナ禍において図書館利用者数は減少したが、予約サービスを利用する人は増加している。

【相互貸借件数】

図書館	借受(他館→当館)		貸出(当館→他館)	
	冊	前年比	冊	前年比
県内	564	0.86	522	1.75
県外(北海道・東北ブロック内)	112	0.95	248	0.74
県外(北海道・東北ブロック外)	32	0.38	32	0.47
合計	743	0.86	802	1.14

*相互貸借…利用者の求めに応じて、所蔵のない図書を県内外の図書館から借受けるサービス。
他自治体の図書館へ蔵書を貸出する場合もある。

【移動図書館における貸出数】

大信図書館、東図書館がそれぞれ移動図書館車を所有し、地域の小学校等へ訪問している。

	冊	前年比	備考
大信図書館	1,872	0.64	小学校・幼稚園5か所
東図書館	—	—	中止

新型コロナウイルス感染症対策のため、大信図書館は4月から8月まで、東図書館は4月から3月まで移動図書館を中止とした。その間、代替として各訪問先へは配本を行った。大信図書館は移動図書館車の形状を勘案した上で配車先との協議を行い、感染症対策を行い再開。

【受入数】

	一般書	児童書	郷土資料	コミック	CD/DVD	雑誌	絵画	その他	合計
市立	9,846	3,531	390	1,243	554	2,901	1	60	18,526
表郷	973	751	20	266		345		0	2,355
大信	901	723	57	225		282		0	2,188
東	864	768	14	367		249		0	2,262
合計	12,584	5,773	481	2,101	554	3,777	1	60	25,331

*CD/DVD、絵画は市立のみ所蔵している

*その他：大活字本(通常より文字の大きい本)やLLブック(優しく読めるよう編集された本)など

【購入数】

	一般書	児童書	郷土資料	コミック	CD/DVD	雑誌	絵画	その他	合計
市立	8,612	3,429	58	1,179	554	2,836	1	60	16,729
表郷	936	698	0	154		270		0	2,058
大信	860	666	4	164		267		0	1,961
東	832	716	3	219		236		0	2,006
合計	11,240	5,509	65	1,716	554	3,609	1	60	22,754

【廃棄数】

	除籍	弁償除籍	更新除籍	回収不能	移管	合計
市立	816	128	4,109	0	107	5,160
表郷	291	3	420	4	1	719
大信	0	1	1,199	0	19	1,219
東	60	5	2,828	0	22	2,915
合計	1,167	137	8,556	4	149	10,013

*除籍：汚破損等により除籍すること

*弁償除籍：利用者により汚破損や紛失した資料を除籍すること

*更新除籍：内容の陳腐化により資料を除籍すること

*回収不能：督促をしたにもかかわらず利用者が返却せず、3年経過した資料を除籍すること

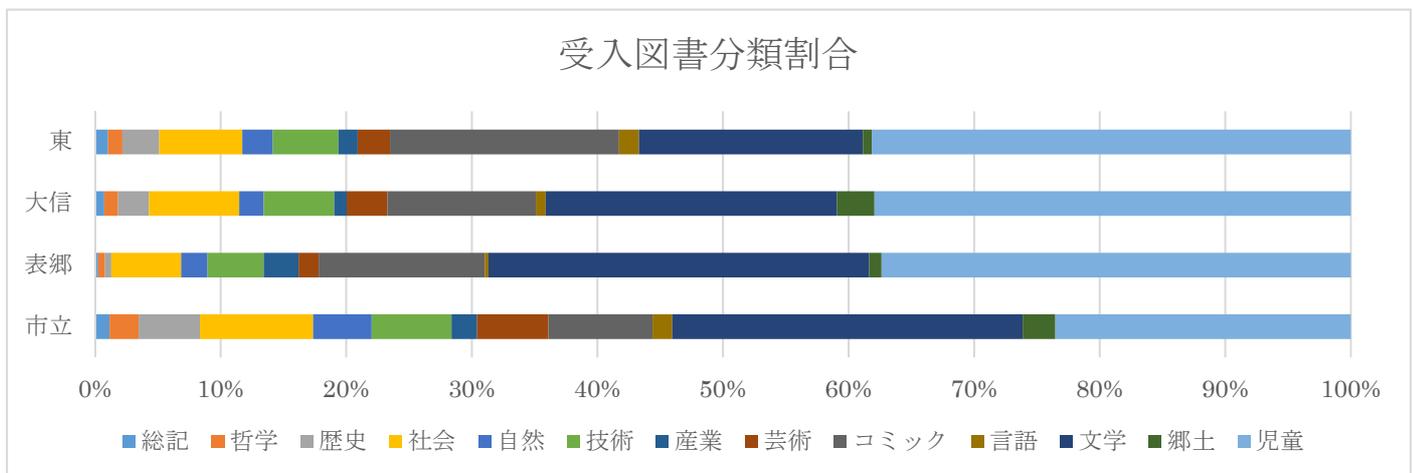
*移管：所蔵館を移すこと

【蔵書数】

	一般書	児童書	郷土資料	コミック	CD/DVD	雑誌	絵画	その他	合計
市立	190,987	60,743	28,730	11,447	9,624	12,886	163	1,258	315,838
表郷	18,612	14,694	370	533		880		10	35,099
大信	26,014	14,124	1,201	994		679		0	43,012
東	18,707	23,403	547	1,331		587		0	44,575
合計	254,320	112,964	30,848	14,305	9,624	15,032	163	1,268	438,524

*CD/DVD、絵画は市立のみ所蔵している

*その他：大活字本やDAISY再生機器など



	開架	閉架	合計
市立	210,368	105,470	315,838
表郷	27,396	7,703	35,099
大信	31,337	11,675	43,012
東	22,008	22,567	44,575
合計	291,109	147,415	438,524

【令和2年度を振り返る】

	令和2年度	前年度
登録率(%) =市内登録者数/人口×100	$25,130/59,840 \times 100 = 41.99$	$24,070/60,354 \times 100 = 39.88$
貸出密度(冊) (人口1人当たりの貸出冊数) =個人貸出冊数/人口	$476,242/59,840 = 7.96$	$650,618/60,354 = 10.78$
実質貸出密度(冊) (登録者1人当たりの貸出冊数) =個人貸出冊数/個人登録者数	$476,242/41,443 = 11.5$	$650,618/41,230 = 15.8$
蔵書回転率(回) (蔵書1冊当たりの年間貸出回数) =貸出冊数/蔵書数	$488,384/438,524 = 1.1$	$650,618/397,641 = 1.6$
蔵書新鮮度 (開架に占める年間受入冊数の割合) =年間受入資料数/開架総数	$25,331/291,109 = 0.09$	$25,946/279,095 = 0.09$
人口1人当たりの蔵書冊数(冊) =蔵書冊数/人口	$438,524/59,840 = 7.33$	$397,641/60,354 = 6.59$
人口1人当たりの資料費(円) =資料費(図書費、雑誌、新聞)/人口	$38,233,586/59,840 = 638.93$	$37,573,000/60,354 = 622.54$
人口1,000人当たりの受入冊数(冊) =受入冊数/人口×1,000	$25,331/59,840 \times 1,000 = 423.31$	$25,946/60,354 \times 1,000 = 429.90$
人口1人当たりの貸出資料金額(円) =貸出資料の受入金額の総計/人口	$775,538,030/59,840 = 12,960.19$	$996,615,010/60,354 = 16,512.82$

*令和2年度の人口(59,840人)、前年度の人口(60,354人)。住民基本台帳人口4月1日を基本としている。



たのしい図書館 (表郷)

(3) 購読雑誌一覧 (令和3年3月末日現在)
 ① 市立図書館 220誌 (うち寄贈11誌)

☆…寄贈

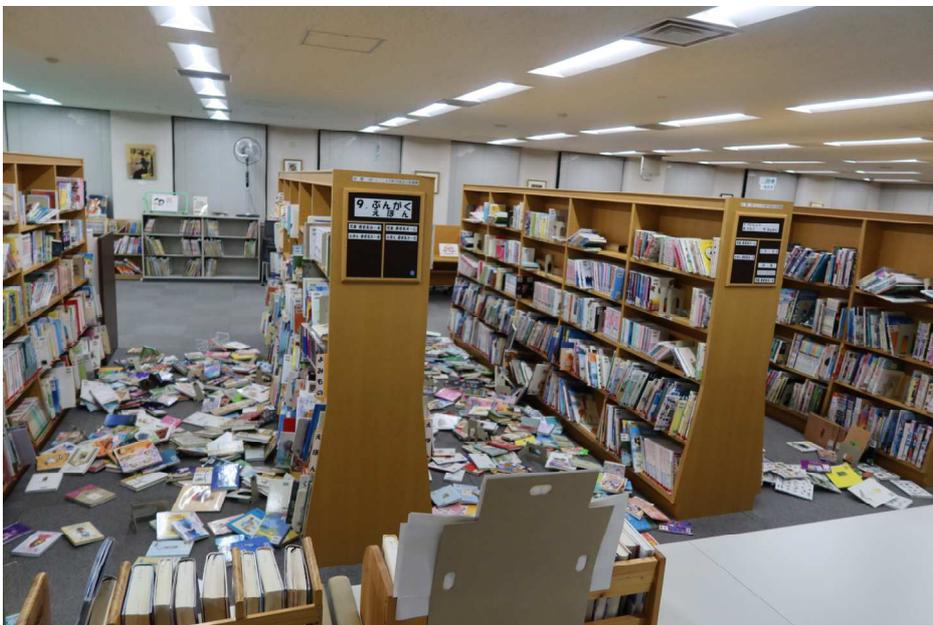
1	アエラ		
2	明日の友		
3	アニメージュ		
4	an・an (アンアン)		
5	&premium (アンドプレミアム)		
6	一枚の繪		
7	イラストレーション		
8	イングリッシュジャーナル		
9	うかたま		
10	美しいキモノ		
11	栄養と料理		
12	エクステリア&ガーデン		
13	週刊エコノミスト		
14	SFマガジン		
15	エッセ		
16	NHK ガッテン		
17	NHK きょうの健康		
18	NHK きょうの料理		
19	NHK きょうの料理ビギナーズ		
20	NHK すてきにハンドメイド		
21	エル・グルメ		
22	LDK (エルディーケー)		
23	オール読物		
24	おとなの週末		
25	オレンジページ		
26	音楽の友		
27	カーサ ブルータス		
28	会社四季報		
29	かぞくのじかん		
30	学校図書館		
31	家庭画報		
32	家電批評		
33	観光文化		☆
34	関東・東北じゃらん		
35	キネマ旬報		
36	教育ジャーナル		☆
37	月刊教職研修		
38	キルトジャパン		
39	クウネル		
40	グッズプレス		
41	暮らしの手帖		
42	クラッシー		
43	クリエイターチャンネル		
44	クレオトラベラー		
45	群像		
46	ケアマネジャー		
47	芸術新潮		
48	蛍雪時代		
49	毛糸だま		
50	月刊クーヨン		
51	月刊自家用車		
52	月刊タクティクス		
53	月刊ナーシング		
54	月刊NEWSがわかる		
55	月刊福祉		
56	月刊武道		☆
57	現代思想		
58	現代詩手帖		
59	現代農業		
60	現代の図書館		☆
61	航空ファン		
62	公募ガイド		
63	コットンタイム		
64	子どもと読書		
65	こどもの図書館		
66	子どもの本棚		
67	この本読んで!		
68	ゴルフダイジェスト		
69	コロコロコミック		
70	月刊暮ワールド		
71	財界ふくしま		
72	月刊サッカーマガジン		
73	THE21		
74	サファリ		
75	サライ		
76	サンキュ!		
77	サンデー毎日		
78	CD ジャーナル		☆
79	JTB 時刻表		
80	ジャズジャパン		
81	終活読本 ソナエ		
82	週刊朝日		
83	週刊少年ジャンプ		
84	週刊新潮		
85	週刊ダイヤモンド		
86	週刊東洋経済		

87	週刊ファミ通	
88	週刊文春	
89	月刊ジュニアエラ	
90	趣味の園芸やさいの時間	
91	趣味の山野草	
92	将棋世界	
93	小説新潮	
94	女性自身	
95	新潮	
96	SCREEN (スクリーン)	
97	ステレオ	
98	すばる	
99	スポーツグラフィックナンバー	
100	住まいの設計	
101	墨	
102	住む。	
103	相撲	
104	政経東北	
105	清流	
106	正論	
107	世界	
108	ゼクシイ 福島版	
109	川柳マガジン	
110	装苑	
111	壮快	
112	総合教育技術	
113	ソトコト	
114	蕎麦春秋	
115	ソフトテニスマガジン	
116	ターザン	
117	T I M E	
118	多聴多読マガジン	
119	卓球王国	
120	ダ・ヴィンチ	
121	たまごクラブ	
122	短歌	
123	ダンスビュー	
124	ダンチュウ	
125	ちいさいなかま	
126	チャイルドヘルス	
127	ちゃお	
128	ちゃぐりん	
129	中央公論	
130	つり人	
131	ディスカバー・ジャパン	
132	DVD&動画配信でーた	

133	デジタルカメラマガジン	
134	鉄おも	
135	鉄道ジャーナル	
136	テニスマガジン	
137	天然生活	
138	月刊天文ガイド	
139	読楽	☆
140	図書館雑誌	☆
141	トランジスタ技術	
142	なごみ	
143	ナショナル ジオグラフィック日本版	
144	ニコラ	
145	日経 WOMAN	
146	日経サイエンス	
147	日経PC21	
148	日経ビジネス	
149	日経マネー	
150	日経ものづくり	
151	日経 Linux	
152	日本カメラ	
153	日本児童文学	
154	ニューズウィーク 日本版	
155	ニュートン	
156	猫びより	
157	ノンノ	
158	俳句	
159	俳句界	☆
160	培倶人 (Bike JIN)	
161	バイシクルクラブ	
162	バスケットボール	
163	PASH	
164	バドミントン・マガジン	
165	母の友	
166	ハルメク	
167	バレーボール	
168	バンドジャーナル	
169	ビーパル	
170	ビギン	
171	美術手帖	
172	美的	
173	V i V i (ヴィヴィ)	
174	ひよこクラブ	
175	ひらがなタイムズ	
176	ファインボーイズ	
177	フィッシングカフェ	☆
178	婦人公論	

179	婦人之友	
180	ふらんす	
181	プリプリ	
182	ブルータス	
183	プレジデント	
184	プレモ	
185	フローリスト	
186	文学界	
187	文藝	
188	文藝春秋	
189	ベースボールマガジン	
190	別冊マーガレット	
191	ベビモ	
192	ポパイ	
193	ホビージャパン	
194	本の雑誌	
195	マート	
196	毎日が発見	
197	マックファン	
198	マモル	☆
199	マリソル	

200	ミステリマガジン	
201	みんなのうた	
202	みんなの図書館	
203	ムー	
204	メンズノンノ	
205	モア	
206	モエ	
207	mon mo (モンモ)	
208	野菜だより	
209	やさい畑	
210	野性時代	
211	山と溪谷	
212	ラジオ深夜便	
213	ランナース	
214	月刊陸上競技	
215	旅行読売	
216	歴史街道	
217	歴史研究	☆
218	ロッキンオンジャパン	
219	ワッグル	
220	wan (ワン)	



令和2年2月13日、福島県沖を震源とする地震（東日本大震災の余震と考えられています）の被害状況（表郷図書館）、白河市は震度5弱から5強を観測。表郷図書館は約5,000冊が落下、2月14日に休館をして復旧作業にあたりました、被害は図書の落下のみだったので翌15日は開館しました。

② 表郷図書館 27誌 (うち寄贈5誌)

☆…寄贈

1	eclat (エクラ)	
2	NHK きょうの健康	
3	NHK きょうの料理	
4	NHK 趣味の園芸	
5	オートキャンパー	☆
6	男の隠れ家	
7	からだにいいこと	
8	GLOW (グロウ)	
9	クロワッサン	
10	月刊ガルヴィ	☆
11	月刊NEWSがわかる	☆
12	月刊LaLa	
13	現代農業	
14	コットンタイム	

15	ゴルフトゥデイ	☆
16	サライ	
17	週刊少年マガジン	
18	自遊人	
19	小説すばる	
20	テレビマガジン	
21	Hers	
22	ビーパル	☆
23	美ST	
24	mina (ミーナ)	
25	Men's FUDGE	
26	Ray (レイ)	
27	レタスクラブ	

③ 大信図書館 22誌 (うち寄贈1誌)

1	一個人	
2	いぬのきもち	
3	NHK ガッテン	
4	NHK すてきにハンドメイド	
5	園芸ガイド	
6	おともだち	
7	オレンジページ	
8	月刊NEWSがわかる	
9	コドモエ	
10	週刊少年サンデー	
11	小説幻冬	

12	DIME (ダイム)	
13	ちゃぐりん	
14	ドゥーパ!	
15	読楽	☆
16	ねこのきもち	
17	花とゆめ	
18	MONOQLO	
19	mon mo (モンモ)	
20	山と溪谷	
21	リンネル	
22	歴史人	

④ 東図書館 25誌 (うち寄贈1誌)

1	エッセ	
2	園芸ガイド	
3	おかあさんといっしょ	
4	かぞくのじかん	
5	暮らしの手帖	
6	CREA	
7	こどもの本	
8	コロコロイチバン	
9	サンキュ!	
10	月刊ジュニアエラ	
11	小説 tripper	
12	STORY	
13	旅の手帖	

14	読楽	☆
15	日経TRENDY	
16	日経ヘルス	
17	はつらつ元気	
18	Hanako	
19	フィールドライフ	
20	Pen	
21	POTATO (ポテト)	
22	モエ	
23	ゆうゆう	
24	りぼん	
25	レタスクラブ	

(4) 購読新聞一覧(令和3年3月末日現在)

① 市立図書館 購読 26 紙

1	朝日ウイークリー
2	朝日小学生新聞
3	朝日新聞
4	朝日新聞東京夕刊
5	河北新報
6	産経新聞
7	下野新聞
8	The Japan Times
9	スポーツ報知
10	織研新聞
11	全国農業新聞
12	日刊工業新聞
13	日刊スポーツ

14	日経MJ
15	日経産業新聞
16	日本経済新聞
17	日本経済新聞東京夕刊
18	日本農業新聞
19	福島民報
20	福島民友
21	毎日小学生新聞
22	毎日新聞
23	毎日新聞東京夕刊
24	読売新聞
25	読売新聞東京夕刊
26	読売中高生新聞

* 寄贈 2 紙

* 保存期間は 1 年間。ただし、「福島民報」と「福島民友」は永年保存。

② 表郷図書館 購読 4 紙

1	毎日新聞
2	読売新聞
3	福島民報
4	福島民友

③ 大信図書館 購読 4 紙

1	毎日新聞
2	朝日新聞
3	福島民報
4	福島民友

④ 東図書館 購読 4 紙

1	読売新聞
2	福島民報
3	福島民友
4	日刊スポーツ

10. 決算・予算

(1) 令和2年度図書館一般管理費：決算額 175,191 千円

【内訳】

科 目	決算額 (千円)	内 容
報酬	78	図書館協議会委員報酬
	37,194	会計年度任用職員賃金
職員手当等	5,389	会計年度任用職員期末手当
共済費	7,040	会計年度任用職員社会保険料
報償費	185	読書感想画展、おはなしのくに報償、講師謝礼等
旅費	2,460	視察研修旅費、会計年度任用職員交通費、講師旅費等
需用費	30,990	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,538	通信運搬費、情報使用料、手数料、保険料
委託料	21,227	警備清掃委託、図書館システム委託料等
使用料及び賃借料	24,383	自動車賃借料、事務機賃借使用料等
工事請負費	0	
備品購入費	40,742	図書・視聴覚資料、庁用器具購入費 自動貸出機・自動返却機等
負担金補助及び交付金	1,965	福島県公共図書館協会費負担金等
公課費	0	
総 計	175,191	

(2) 令和3年度図書館一般管理費：予算額 233,220 千円

【内訳】 4 館分

科 目	当初予算額 (千円)	内 容
報酬	78	図書館協議会委員報酬
	39,217	会計年度任用職員報酬
職員手当等	8,007	会計年度任用職員期末手当
共済費	7,478	会計年度任用職員社会保険料
報償費	582	読書感想画展、音訳者報償、講師謝礼等
旅費	2,373	視察研修旅費、会計年度任用職員交通費、講師旅費等
需用費	23,248	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,620	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	88,448	警備・清掃、空調設備保守点検、電気設備保守点検 照明器具省エネ化等
使用料及び賃借料	24,434	図書館情報システム、公用自動車、コピー機等
工事請負費	0	
備品購入費	33,300	図書等購入費、庁用器具購入費
負担金補助及び交付金	2,258	福島県公共図書館協議会負担金等
公課費	177	
総 計	233,220	

11 図書館この1年

1 コロナ禍での図書館サービス

令和元（2019）年12月に中国で見つかった新型コロナウイルスは感染拡大を続け、令和2（2020）年2月24日には「（日本国内での）これからの1～2週間が（感染）の急速な拡大に進むか収束できるか瀬戸際」（政府専門家会議）とのコメントが出された。このため、全国的に学校の休校やイベントの開催、事業の実施などの自粛や縮小、中止の方向が打ち出され始めた。

図書館も2月28日から教育委員会とも対応を協議し、開館するものの長時間の滞在を防ぐためにイスとソファの撤去や新規登録、レファレンスの中止を3月4日の館内整理日に決定し、翌日からサービス規模を縮小して開館を始めた。3月11日にはWHOからパンデミック（世界的流行）宣言がなされた。

令和3年度になっても、新型コロナウイルスの感染拡大傾向は続き、4月9日から平日18時までの開館時間の短縮と、日曜休館の措置を実施した。また、返却の資料を一定期間別置きウイルスを不活性化させる取組みも行なった。4月16日には、緊急事態宣言が全国に発出された。これにより、ほとんどの図書館は休館したが、当館は開館を続けた。しかし同21日には県の休業要請も出されたため、職員、教育委員会とも協議し23日から5月6日間の臨時休館措置を決定したが、緊急事態宣言の解除がなく、開館した場合、多くの利用者が来館することを懸念し5月21日まで閉館した。その間予約資料の受取窓口の設置や「りぶらんセット」などの対応を行ない3密の回避や閉館しながらの図書館サービス継続を模索したが、福島県の緊急事態宣言は15日に解除され、県内の図書館が開館を始めたことから「なぜ開館しないのか」との問い合わせも多く寄せられた。25日には東京都などの宣言が解除となり、全国で解除されることとなった。

緊急事態宣言以後は、自動貸出機や自動返却機の活用、返却ポストの24時間開放、注意喚起のための放送、各所にアルコール消毒を設置するなどを実施しながら感染予防対策を採り、毎月の館内整理日に状況を整理し職員間で協議しながらサービスを復元するようにしている。8月には市内で初の感染者が報告され、2年度末まで60例の罹患が報告されている。9月には大人向けの上映会を再開、10月には閲覧席の間隔を取りアクリル板を入れながらも復元、検温計も設置された。新聞や雑誌の最新刊の提供は11月によりやく実施できた。12月には自動貸出機・自動返却機が各1台増設され、利用者が職員と対面にならずに利用できるようにした。、図書館のサービス形態は変わっていったが、そんななかでもSNSの開設や「りぶらんセット」「誰でもブックデザイナー」などの新規事業を実施し、利用者にも好評だった。

令和3年1月、感染拡大は収まらず（第3波）、国は感染が拡大している地域に対して2回目の非常事態宣言を1月7日に発出、福島県は同月13日～2月7日までを緊急対策期間とした。当館の開館には影響がなかったものの、福島県の緊急対策期間中はエントランスの開放を20時に短縮した。

2月13日23時7分ごろ、福島県沖を震源とするM7.3の地震が発生した。白河市は震度5弱～5強の揺れが観測された。館内の図書が開架部分で10冊程度、書庫部分で500冊程度落下した。最も被害が大きかったのは表郷図書館で5,000冊程度の落下があり、14日は休館とし市立から司書を派遣して復旧にあたった。

アフターコロナも見据えながら図書館サービスを停滞させることなく、継続させていくことが大切だと感じている。しかし現在はコロナ禍のただ中であり、出口の見えない状態を手探りで一步一步進んでいく難しさもあるものの、図書館と利用者双方で新しい生活様式を守り感染予防策をとり続けた結果、入館者も増加傾向に転じている。

一進一退の状況が続いているが、サービスの質を低下させることなく活動を続けていきたい。

新型コロナウイルス感染症の流行に対する図書館の動向

年月日	図書館の対応	県・市の動向	備考
R2.3.3	制限付き開館（イスの撤去、貸出返却のみ受付）を決定		
3.08	蔵書点検期間（～18日）		
3.12	4/1まで開館（制限あり）を決定		
4.01	当面の間、貸出と返却のみを行なうことを決定 新規受付けも開始		
4.10	開館時間の短縮（18:00）開始		
4.14	総合デスクにビニールのカーテン設置		
4.16		全国に緊急事態宣言	
4.27	在宅勤務（試行）開始（～5/1）		
5.03	エントランス閉鎖 カフェも休み		
5.13	予約のみ（特設窓口による）受付サービス（9:00-17:00）及び、りぶらんセット開始 SNS（ツイッター、フェイスブック）開設		
5.22	開館（土日は予約受け渡し窓口のみ開設）		
7.04	土曜開館開始		
8.12		市内で初の感染者	
10.07	座席の拡充（アクリル板の設置）	白河思いやり条例	
10.15	検温計（サーマルカメラ）導入		
10.20	平日19:00まで開館 土日は17:00		
11.05	新聞（全紙・当日及び過去3日分）提供開始		
12.03	新聞（過去分）閲覧可能に。 自動貸出機、自動返却機各1台導入 稼働		
12.05	大人向け上映会再開		
1.08		国・緊急事態宣言を1都3県に発出	
1.13		国・緊急事態宣言を7府県追加発出 福島県（緊急対策）～2/14	
1.15	エントランス・会議室の開放時間を20:00に（県要請を踏まえ）2/7まで（2/14まで延長）		
1.16	子ども向け上映会再開（うっかりペネロペ）4名		
2.2		緊急事態宣言期間延長（～3/7）*栃木県は解除	
2.13	福島県沖を震源とするM7.3の地震発生 白河市は震度5弱～強		
2.15		福島県、緊急対策を解除	
2.20	土曜・日・祝日開館を18:00に（7/4土曜開館17:00閉館措置以来）		
3.05		埼玉・千葉・東京・神奈川の緊急事態宣言の延長（～3/21）	

2 児童サービスの1年

1. 令和2年度の児童サービス

小学校の臨時休業や図書館の臨時休館など、これまでにない状況の中で、多くのイベントが中止となりました。あまり外出できない時期もあり、子どもたちを取り巻く環境は大変なものだったと思われます。その中で、図書館は比較的個人で利用でき、本や視聴覚資料を借りることで、お家時間を充実させることのできる場所として認識されていたように感じます。児童コーナーは定期的に巡回していますが、本を探す相談をされることの多いコーナーです。コロナ禍だからこそ、子どもと本をつなぐ重要な役割を職員が担っているように感じています。市内4図書館をできるだけ分散して利用してもらえるように、地域館では絵本に関連する実物を置くなどの工夫も行いました。イベントもできる限りの感染対策をして、代替案や縮小での開催などを目指してきました。以下、主だったイベントについて記載します。

2. おはなし会

令和2年2月から、新型コロナ対策として密を避けることの難しいおはなし会は、市内全館で中止しました。県内でも緊急事態宣言が出され、周辺の図書館でもおはなし会は中止になっていたようです。再開するにあたり、どのような感染対策をとるか職員間で協議を重ね、りぶらんでは、おはなしの小屋よりも広い地域交流会議室を使用し、定員を設けることで密を避けること、出入口での手指の消毒と検温を実施しマスクの着用を促すこと、随時換気をすることを決めました。通常のおはなし会とは場所や雰囲気異なるため、「ミニミニおはなし会」として行い、「おはなし会」「ちびっこおはなしのくに」は中止のままとしています。広い部屋を使用するため、子どもたちが絵本を見やすいように、できるだけ大型絵本や紙芝居を使い行いました。1年間休止していたため、子どもたちは短時間でも楽しんでくれていたようでした。コロナ対策として書画カメラも準備できたため、今後、通常の大きさの絵本を読み聞かせる場合に利用していきます。

3. 児童読書感想画展

募集は例年通り、子どもの読書週間(4/23-5/12)に合わせて行いましたが、募集期間中に小学校の臨時休業や図書館の臨時休館があったため、募集期間と展示開始日を延期しました。展示は通常2週間程度ですが、1月半ほど展示することで、密を避けて観覧してもらうことができました。

4. 手づくり絵本教室及び第37回白河手づくり絵本展

手づくり絵本教室は感染拡大時期と重なり、人を集めることを避けるため中止しました。また、白河手づくり絵本展も、期間が短く、密を避けることが難しいことや、不特定多数の方が手づくりの絵本に触って観覧する展示であるため、感染対策として中止しました。

手づくり絵本展の代替イベントとして、新たに行った展示が「だれでもブックデザイナーinりぶらん」です。そのため、手づくり絵本展の第37回は欠番となります。だれでもブックデザイナーでは、八つ切り画用紙にブックカバーのデザインを描いてもらい、エントランスに展示するとともに、作品返却時に、実際にブックカバーとして使えるように図書館で加工したものを渡しました。応募者に許可をいただいた絵は、図書館ウェブサイトの「としょかんのたからばこ」でも公開し、来館せずに作品を閲覧できるようにしました。また、ブックカバーとしてダウンロードできるようにしました。ウェブサイトの特性上、公開はペンネームのみです。としょかんのたからばこからのダウンロードは期限を設けず、いつでも閲覧できるようにしてあります。

5. 今後の目標

赤ちゃん向けおはなし会やブックスタートでの読み聞かせは、感染対策を取りながら再開できるよう検討します。その際、本市こども育成課での健診での方針、県内の状況も参考にしながら行います。

12. 条例・規則等

○白河市立図書館条例

平成22年12月20日条例第40号
改正

平成26年3月26日条例第37号
令和元年12月25日条例第38号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市立図書館	白河市道場小路96番地5
白河市立表郷図書館	白河市表郷金山字長者久保2番地
白河市立大信図書館	白河市大信町屋字沢田25番地
白河市立東図書館	白河市東釜子字狐内47番地

(休館日及び利用時間)

第3条 図書館の休館日及び利用時間は、教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第4条 白河市立図書館の地域交流会議室(以下「会議室」という。)を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ白河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、会議室を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が会議室の施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的に反するとき。

3 教育委員会は、会議室の管理上適当でないと認めるときは、第1項の許可をしないことができる。

(使用料の納入義務)

第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料不返還の原則)

第7条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、会議室を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第9条 利用者は、会議室の利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第10条 利用者は、会議室の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により図書館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし、第5条第2項ただし書及び第6条の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(白河市立図書館条例の廃止)
- 2 白河市立図書館条例(平成17年白河市条例第166号)は、廃止する。
(中山義秀記念文学館条例の一部改正)
- 3 中山義秀記念文学館条例(平成17年白河市条例第174号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

別表(第5条関係)

利用区分	利用者	入場料の徴収の有無	使用料(1室1時間当たり)
利用施設 小会議室(1・2・3)	市内	入場料を徴収しない場合	570円
		入場料を徴収する場合	1,140円
	その他	入場料を徴収しない場合	1,710円
		入場料を徴収する場合	2,280円
中会議室(1・2・3)	市内	入場料を徴収しない場合	1,140円
		入場料を徴収する場合	2,280円
	その他	入場料を徴収しない場合	2,280円
		入場料を徴収する場合	4,560円

備考

- 1 この表において「市内」とは、市民(個人及び団体)及び市内企業、商店等に勤務する者をいい、「その他」とはそれ以外の者をいう。
- 2 この表において「入場料を徴収する場合」とは、利用者が利用施設に入場する者から入場料を徴収する場合(名称を問わず、入場者から入場の対価を徴することをいう。)をいい、「入場料を徴収しない場合」とはその他の場合をいう。
- 3 利用者の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

○白河市図書館協議会条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 15 号
改正 平成 24 年 3 月 22 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、白河市図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は年 2 回開くものとし、臨時会は必要に応じ開くものとする。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、白河市立図書館において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

参考：図書館法(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 図書館奉仕

第1節 通則（第3条―第9条）

第2節 館内利用（第10条―第13条）

第3節 館外利用

第1款 個人貸出し（第14条―第19条）

第2款 郵送等による個人貸出し（第20条―第24条）

第3款 団体貸出し（第25条―第31条）

第4款 移動図書館（第32条）

第3章 図書館資料の寄贈（第33条）

第4章 地域交流会議室の利用（第34―第41条）

第5章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、白河市図書館条例（平成22年白河市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館奉仕 図書館が図書館資料及び図書館を利用する者に対し行うべき奉仕をいう。
- (2) 図書館資料 図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他図書館奉仕の機能を達成するため必要な資料をいう。
- (3) 館内利用 図書館資料を図書館施設内で利用することをいう。
- (4) 館外利用 図書館資料を図書館施設外で利用することをいう。
- (5) 個人貸出し 個人の館外利用に供するため図書館資料を貸し出すことをいう。
- (6) 郵送等による個人貸出し 図書館に来館できない者に対し、郵送等の方法により図書館資料の個人貸出しを行うことをいう。
- (7) 団体貸出し 図書館資料を一定の団体の館外利用に供するため貸出すことをいう。

第2章 図書館奉仕

第1節 通則

（事業）

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料を収集し、当該資料を利用しようとする者の用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類を適切にし、及びその台帳を整備すること。
- (3) 図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。
- (4) 他の図書館及び図書室と連絡し、及び協力して図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 読書会、研究会、講演会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (6) 移動図書館に関すること。
- (7) 視覚聴覚障害者のための図書館資料を整備し、貸し出すこと。
- (8) その他図書館奉仕のために必要な事業

(館長)

第4条 図書館に館長を置く。

2 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(その他の職)

第5条 前条に規定する職のほか、図書館に必要な応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、図書館事務を整理する。
主幹	上司の命を受け、特に指示された事務を掌理する。
主任主査	上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
専門司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務を整理する。
係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された担任の事務を処理する。
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。
副主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された高度な事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務をつかさどる。

(休館日及び休館期間)

第6条 図書館の休館日及び休館期間は、次のとおりとする。

図書館名	休館日及び休館期間
白河市立図書館	(1)毎週月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下単に「祝祭日」という。)に当たる場合は、翌日とする。 (2)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (3)館内整理日 毎月第1水曜日。ただし、当該水曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (4)特別整理期間 白河市教育委員会「以下「教育委員会」という。」の承認を得て、館長が定める期間
白河市立表郷図書館	(1)祝祭日 (2)毎週火曜日。ただし、当該火曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (3)1月2日及び同月3日及び12月29日から同月31日まで (4)館内整理日 毎月第1水曜日。ただし、当該水曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (5)特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立大信図書館	(1)毎週月曜日。ただし、当該月曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (2)祝祭日の翌日。ただし、当該祝祭日が金曜日に当たるときはその前日とする。 (3)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (4)特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立東図書館	(1)祝祭日 (2)毎週火曜日。ただし、当該火曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (3)1月2日及び同月3日及び12月29日から同月31日まで (4)館内整理日 毎月の末日(12月においては28日)とし、その日が火曜日に当たるときは、その翌日とする。 (5)特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間

- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

図書館名	開館時間
白河市立図書館	(1)日曜日、土曜日及び祝日 午前9時30分から午後6時まで (2)火曜日から金曜日まで 午前10時から午後8時まで
白河市立表郷図書館	午前10時から午後6時まで
白河市立大信図書館	
白河市立東図書館	

- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(利用者の義務等)

第8条 図書館資料及び図書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、この規則及び館長又は係員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、図書館資料を丁寧に取り扱いとともに、書き込み等により汚損してはならない。又は書き込み等を行ってはならない。
- 3 利用者は、図書館内(以下「館内」という。)の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 館長は、図書館の管理運営上支障があると認める者に対しては、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、図書館資料を紛失し、又は損傷したときは、図書館資料紛失・損傷届(第1号様式)を提出し、館長の指示に従いこれと同一の図書館資料若しくは相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

- 2 利用者は、図書館の施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷したときは、館長の指示に従い、相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

第2節 館内利用

(利用の方法)

第10条 図書館資料は、館内の所定の場所において自由に利用することができる。

(複写)

第11条 図書館資料の複写は、図書館が利用者の求めに応じて行うものとする。

(複写することのできる図書館資料の範囲)

第12条 図書館は、利用者の求めがあった場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内で図書館資料を複写し、利用者に提供することができる。ただし、次の各号に掲げる図書館資料についてはこの限りでない。

- (1) 複写により損傷するおそれのある図書館資料
- (2) 寄託された図書館資料で、その寄託契約の条件として複写が禁止されているもの
- (3) その他館長が複写することを不相当と認めた図書館資料

(複写物の利用上の責任)

第13条 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

第3節 館外利用

第1款 個人貸出し

(登録手続等)

第14条 個人貸出しを受けようとする者は、住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館利用登録申込書(第2号様式)を提出し、利用カード(第3号様式)の交付を受けなければならない。

2 利用カードの交付を受けた者(以下「利用カード所持者」という。)は、利用カードが不要になったときは、速やかにこれを返還しなければならない。

3 利用カード所持者は、利用カードを亡失したとき、又はその記入事項について変更があったときは、速やかにその旨を届け出て、利用カードの再交付又は訂正を受けなければならない。

4 利用カード所持者は、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 前項の規定に違反したことにより生じた損害については、利用カード所持者がその責めを負うものとする。

(利用手続)

第15条 個人貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示するものとする。

(貸出数量)

第16条 館長は、図書館資料の種別等の区分により個人貸出しの数量を制限することができる。

(利用期間)

第17条 図書館資料の個人貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して21日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第18条 次に掲げる図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 貴重図書及び参考図書(辞典、事典、年鑑等)

(2) 雑誌の最新号

(3) 新聞、官報及び公報

(4) その他館長が貸し出すことを不相当と認める図書館資料

(返却)

第19条 個人貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。

第2款 郵送等による個人貸出し

(郵送等による個人貸出しの対象者)

第20条 郵送等による個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住する者であって、次に掲げるものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者であって、視覚障害程度等級が1級から6級までのもの

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、肢体不自由障害程度等級が1級から6級までのもの

(3) 前2号に掲げる者と同等の障害を有する者であって、郵送等による個人貸出し以外の方法による図書館資料の利用が困難と認められるもの

(郵送等による個人貸出しの登録手続)

第21条 郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、第14条に規定する登録手続の際、身体障害者手帳又はその写しを提示するものとする。

2 図書館に来館することが著しく困難であると認められる者が、第14条に規定する登録手続を行う場合は、郵送等により図書館利用登録申込書を提出することができる。

3 館長は、前項の規定により図書館利用登録申込書の提出があったときは、当該図書館利用登録申込書が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

(郵送等による個人貸出しの利用手続)

第22条 郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、利用カードを添えて、郵送等により図書館資料の貸出しを申し込むことができる。

(利用期間)

第23条 図書館資料の郵送等による個人貸出しの期間は、第17条の規定にかかわらず、貸出しを受けた日の翌日から起算して1箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第24条 郵送等による個人貸出しに係る送料(第21条第2項の規定により図書館利用登録申込書を提出する場合を除く。)については、図書館が負担する。

第3款 団体貸出し

(団体貸出しの対象団体)

第25条 団体貸出しを受けることができる団体は、市内に所在する学校、官公署、会社社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、家庭文庫、読書会その他の団体(以下「団体」という。)とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(登録手続等)

第26条 団体貸出しを受けようとする団体に所属する者は、所属団体及び本人の住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館団体貸出申込書(第4号様式)を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

2 第14条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により利用カードの交付を受けた者について準用する。

(利用手続)

第27条 団体貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示しなければならない。

(貸出数量)

第28条 館長は、図書館資料の種別等の区分により団体への貸出数量を制限することができる。

(利用期間)

第29条 図書館資料の団体貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して3箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(返却)

第30条 団体貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。

(利用の制限の準用)

第31条 第18条の規定は、団体貸出しについて準用する。

第4款 移動図書館

(巡回奉仕)

第32条 図書館は、読書施設に恵まれない地域を定期的に巡回し、図書館奉仕を行うものとする。

第3章 図書館資料の寄贈

(寄贈の手続)

第33条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈届(第5号様式)を館長に提出するものとする。

第4章 地域交流会議室の利用

(会議室を利用できない日)

第34条 条例第4条に規定する白河市立図書館の地域交流会議室(以下「会議室」という。)は、第6条に規定する白河市立図書館の休館日及び休館期間にかかわらず、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを利用できない期間とする。

(利用許可の手続)

第35条 会議室を利用しようとするものは、地域交流会議室利用許可申請書(第6号様式)を会議室を利用しようとする日の7日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、会議室の利用を許可したときは、当該許可をしたもの(以下「利用者」という。)に対し地域交流会議室利用許可書(第7号様式)を交付するものとする。

(利用許可の変更手続)

第36条 利用者は、前条第2項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合は、地域交流会議室利用許可変更(取消)申請書(第8号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更を許可したときは、当該利用者に対し地域交流会議室利用許可変更(取消)許可書(第9号様式)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第37条 条例第6条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び額は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催又は共催する事業に使用する場合 全額
- (2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)が授業の一環として使用する場合 全額
- (3) 各種団体等が市などの行政機関が所管する事業又は施策への協力を目的として使用する場合 全額
- (4) 各種団体等の利用目的が利用者以外の市民福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認められる場合 全額
- (5) 市が後援、協力協賛する事業の中で、全県や全国規模の事業など、特に地域振興に寄与すると認められる場合 全額
- (6) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者又はこれらの者により構成される団体が使用する場合 100分の50に相当する額
- (7) 市内の社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額
- (8) 社会福祉団体、まちづくり活動団体及びボランティア団体が団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額
- (9) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合 100分の50に相当する額
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合 100分の50に相当する額
- (11) その他教育委員会が特に認めた団体等が使用する場合 100分の50に相当する額

2 使用料の減免を受けようとする利用者は、第35条第1項の規定により地域交流会議室利用許可申請書を提出する際に、当該申請書に必要事項を記入し、教育委員会へ提出するものとする。

(使用料の返還)

第38条 条例第7条ただし書の規定により既に納めた使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害又は会議室の利用の許可を受けたものの責めに帰さない理由により会議室が利用できなくなったとき 全額

(2) 会議室を利用しようとする日の3日前までに利用の取りやめを申し出た場合で相当の理由があると認められたとき 100分の50に相当する額

2 前項に定める使用料の返還を受けようとする利用者は、地域交流会議室使用料返還申請書(第10号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用許可の取消し)

第39条 教育委員会は、条例第11条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は変更したときは、地域交流会議室利用許可取消(変更)通知書(第11号様式)により利用者に通知する。

(遵守事項)

第40条 利用者は、会議室の利用にあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 図書館の施設、設備等を滅失し、又は損傷しないこと。

(2) 利用後は、施設内の清掃及び整頓をすること。

(3) 施設内の風俗及び秩序を乱さないこと。

(4) 酒類を持ちこまないこと。

(5) 係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第41号 会議室の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第5章 雑則

(その他)

第42条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 白河市立図書館規則(平成17年白河市教育委員会規則第31号)

(2) 白河市立東図書館規則(平成17年白河市教育委員会規則第32号)

(中山義秀記念文学館条例施行規則の一部改正)

3 中山義秀記念文学館条例施行規則(平成17年白河市教育委員会規則第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

4 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則並びに改正前の中山義秀記念文学館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす

○白河市立図書館資料収集方針

平成21年12月22日

前文

白河市立図書館は市民の知る権利を保障し、市民の求める資料、情報に必ず応えることができるように努め、あわせて地域の文化を（継承し）高めるために、資料の収集を行います。

本方針を広く公開し、市民と協働した「みんなの図書館」を目指します。

1 基本方針

- (1) 資料の収集は、市民の要求に基づき、市民個人の思想的・宗教的・政治的立場を尊重し、自由で公正な選定のもとに行います。
- (2) 主義・主張や多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集します。
- (3) 市民の日常生活や調査研究に役立ち、教養を高め、娯楽・趣味等に資する資料を中心に収集します。
- (4) 多種多様広範な要求に応えるため、図書のほか新聞、雑誌、パンフレット、大活字本、紙芝居、楽譜、視聴覚資料、電子資料なども積極的に収集するほか、白河市を中心とする地域の郷土・行政資料は徹底的かつ網羅的に収集します。
ただし、活字以外の資料については活字資料とのバランスを考慮して収集します。
- (5) 基本的人権の侵害にかかわる問題などの資料の公開及び取り扱いについては、全職員で充分協議するほか、必要に応じて市民にも意見を求め、館長がこれを決定します。

2 資料別収集方針

- (1) 一般図書
市民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分野にわたり、幅広く収集します。
- (2) 児童図書
情操を豊かに育む資料および楽しむことのできる資料はもとより、学校や学校図書館への支援および連携を考慮した資料を収集します。
- (3) 参考図書
調査研究を行うために必要な辞書・辞典・年鑑・便覧・統計・白書等を各分野にわたって収集します。
- (4) 郷土資料
白河市に関するものを中心に、福島県内と栃木・茨城両県北部までを含む範囲での歴史・社会・文化などに関するもの、古文書・記録・映像・録音資料を積極的に収集します。
特に、だるま、そば・ラーメン等の粉食関係、県南地方の歴史・文化関係の図書、白河にまつわる芭蕉・西行、城郭、松平定信、中山義秀文学賞受賞者の作品等を収集します。
- (5) 行政資料
白河市をはじめ関係行政機関で公刊された資料を網羅的に収集します。
- (6) 新聞
国内発行の主要な全国紙及び地方紙で児童及び青少年向けのものも含めて収集します。
地域社会の経済及び産業に役立つ専門紙並びに機関紙についても、利用度に応じて収集します。
- (7) 雑誌
国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、生活、教養、娯楽、趣味等に役立つ一般誌、週刊誌、女性雑誌で、児童及び青少年向けのものも含めて収集します。
地域社会の経済、産業及び科学技術に役立つ専門誌も、必要に応じて収集します。
- (8) 視聴覚資料
趣味、教養、娯楽または文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、民族音楽、芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本的作品及び代表的実演歌

の作品を中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

(9) 電子化資料

CD-ROM等のパッケージされた電子化資料は、その特性を活かして製作されたものを中心に必要に応じて収集します。ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

ネットワーク上の情報源については「収集」という概念はあたりませんが、必要に応じて提供するよう努めます。

(10) 障害者資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、録音図書などを収集します。

(11) 漫画、コミック

長い年月を経て評価が定まったもの、芸術性の高いもの、定評のあるもの、時代を表現したものを中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

3 ジャンル別収集方針

(1) 歴史・伝記・地理

多様なレベルの図書を収集します。また、姉妹都市、友好都市に関する資料は積極的に収集します。

(2) 社会科学

多様な観点にたったものを幅広く収集します。法令・判例集は逐次更新します。

(3) 技術・工学・家庭

数学・物理・科学・地学・天文・生物などの入門、解説書を中心に、各分野の事典・図鑑類は幅広く、医学・健康分野は最新情報のものを収集します。

(4) 産業

農業・園芸関係は実用書を、商業は経営に役立つものを収集します。

4 寄贈・寄託資料

寄贈・寄託される資料は、寄贈者及び寄託者の意思を尊重し、かつ本方針に準拠して受け入れます。

5 その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定めます。

令和3年度

図書館要覧

令和3年7月 発行・編集

白河市立図書館

白河市道場小路96番地5

電話 0248-23-3250

